

銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」

第二次基本計画

平成19年度（2007年度）～平成22年度（2010年度）

平成19年11月

銚子市

銚子市民憲章

洋々とした大海原、雄大な流れの利根川。漁業の町として、祖先のたゆまぬ努力によつて栄えてきたわが銚子市は、あらたに近代都市として、力強くはばたこうとしています。

わたくしたちは、この美しい郷土を守り育て、市民として誇りをもつて生活できるようにするために、わたくしたちの願いをこめて、この憲章を定めます。

- 1 仕事をたいせつにし、明るく元気に働きます。
- 1 老人や子どもをいたわり、人に親切にします。
- 1 自然を愛し、町をきれいにします。
- 1 教養を高め、心を豊かにします。
- 1 力を合わせ、交通安全につとめます。

(昭和45年4月1日制定)

銚子の 元気回復に向けて



銚子市は、豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統文化に育まれながら、農業、漁業、水産加工業、しょうゆ醸造業、観光業などバランスよく発展してきました。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化とともに、長引く景気低迷の影響から依然として厳しい状況にあり、地域産業経済の活性化と財政の立て直しを図ることが急務となっています。

このため、市民との協働のまちづくりと透明な市政を念頭に、地場産業の活性化、教育改革、福祉の充実、広域合併を基本施策として、徹底した行政改革と財政再建を進めていかなければならないと考えています。

私は、信頼と絆による市民主体のまちづくりを基本理念に、この第二次基本計画では、「未来を託せるひとづくりのために」、「誰もが安心して暮らせるために」、「賑わいと活力を取り戻すために」の3つをまちづくりの重点目標として、銚子の元気回復に向けて取り組んでまいります。

この基本計画の施策を着実に実行し、実現するためには、市民、市議会、行政が一体となって取り組んでいくことが重要でありますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

なお、計画策定にあたり、ご指導、ご協力をいただきました銚子市総合計画審議会委員の方々をはじめ、多くの皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成19年11月

銚子市長 岡野俊昭

第二次基本計画

【目次】

銚子市のプロフィール	1
------------	---

都市宣言	3
------	---

第1部 総論 6

第1章 基本計画策定にあたって	7
-----------------	---

1 基本計画の趣旨	7
-----------	---

2 計画の期間	7
---------	---

第2章 基本計画の指標	8
-------------	---

1 人口フレーム	8
----------	---

(1) 人口	8
--------	---

(2) 交流人口	8
----------	---

2 土地利用構想	9
----------	---

(1) 都市的土地利用	9
-------------	---

(2) 自然的土地利用	9
-------------	---

3 財政の見通し	10
----------	----

第2部 まちづくりの重点目標 12

第1章 まちづくりの重点目標	13
----------------	----

1 未来を託せるひとづくりのために	15
-------------------	----

2 誰もが安心して暮らせるために	16
------------------	----

3 賑わいと活力を取り戻すために	17
------------------	----

第2章 銚子の元気回復に向けて	18
-----------------	----

第3部 各論 20

第1章 安心とふれあいの暮らしづくり	22
--------------------	----

1 保健・福祉の基盤づくりのために	23
-------------------	----

(1) 保健・医療・福祉の連携を強化する	24
----------------------	----

(2) 市民とともに保健・福祉活動に取り組む	24
------------------------	----

(3) 保健・福祉の基盤を整える	24
------------------	----

2 より良い保健・医療サービスを 提供するために	25
-----------------------------	----

(1) 健康づくりを支援する	26
----------------	----

(2) 多様な医療ニーズに応える	27
------------------	----

(3) 市立総合病院の充実に努める	27
-------------------	----

3 高齢者がいきいきと暮らすために	29
-------------------	----

(1) 自立した生活を支援する	30
-----------------	----

(2) 介護保険サービスの充実と質の向上を図る	30
-------------------------	----

(3) 高齢者を支える仕組みをつくる	31
--------------------	----

(4) 安心して暮らせる環境を整備する	31
---------------------	----

4 障害のある人が地域で安心して 暮らすために	33
----------------------------	----

(1) 自立と社会参加を支援する	34
------------------	----

(2) 地域生活を支援する	34
---------------	----

5 親子が安心して生活するために	35
------------------	----

(1) 子育てを支援する	36
--------------	----

(2) 充実した保育サービスを提供する	36
---------------------	----

(3) ひとり親家庭の生活を支援する	37
--------------------	----

6 社会保障制度などにより 市民の生活を守っていくために	39	7 国際化が進んだまちを実現するために	59
(1) 国民健康保険制度などの適正な運営に努める	40	(1) まちづくりに国際的な視点を取り入れる	60
(2) 介護保険制度の適正な運営に努める	40	第3章 活力のある伸びゆく産業づくり	62
(3) 低所得者を支援する	40	1 時代に対応した産業の展開をめざすために	63
第2章 自ら学ぶこころ豊かな人づくり	42	(1) 産業の活力を高める	64
1 子どもがのびのびと学習できるために	43	(2) 新しい産業を創り育てる	64
(1) すくすくと育つ幼児教育を進める	44	(3) 次代を担う人材を育てる	64
(2) 「生きる力」を育む学校教育を進める	45	2 魅力ある農業を進めるために	65
(3) 質の高い高等学校教育を進める	46	(1) 農業生産の基盤をつくる	66
2 青少年が健全に育つために	47	(2) 農業を営む環境を整える	66
(1) 学校・家庭・地域による 健全育成活動を進める	48	(3) 畜産業の活性化を進める	67
3 生涯学習社会を実現するために	49	(4) 環境にやさしい農業を進める	67
(1) 生涯にわたって学べる体制づくりを進める	50	3 豊かで活力ある水産業を進めるために	69
(2) 生涯学習活動を活発にする	50	(1) 魅力ある漁港をつくる	70
(3) 生涯学習施設の機能を高める	50	(2) つくり育てる漁業を推進する	70
4 スポーツ・レクリエーション活動を より活発にしていくために	51	(3) 漁業を行いやすい環境を整える	71
(1) スポーツ・レクリエーションの普及を図る	52	(4) 内水面漁業を行う環境を整える	71
(2) スポーツ団体や指導者を育成する	52	(5) 魚食の普及を図る	71
(3) スポーツ施設の環境を整える	53	4 活力ある商工業・サービス業を 進めるために	73
5 市民文化の創造を促すために	55	(1) 活気のある商業・サービス業をめざす	74
(1) 市民の文化・芸術活動を盛んにする	56	(2) 工業の基盤を整える	74
(2) 伝統文化や文化財を保存・継承する	56	(3) 企業・商店の経営基盤を整える	74
6 大学を生かした地域づくりのために	57		
(1) 大学のあるまちの特質を生かす	58		

5 美しい自然と温かい人の交流を大切に 観光のまちづくりを進めるために	75	5 ユニバーサルデザインの考えに基づいた まちづくりを進めるために	93
(1) 観光資源を発見し、生かしていく	76	(1) ユニバーサルデザイン化を進める	94
(2) 海洋性レクリエーション拠点を整える	76		
(3) 観光地のイメージづくりに取り組む	77		
(4) 観光拠点や観光施設を整える	77		
6 雇用環境の向上のために	79		
(1) 雇用環境の向上を図る	80		
第4章 うるおいのある快適な環境づくり	82	第5章 機能的で魅力ある都市づくり	96
1 豊かな自然とふれあえるまちで あり続けるために	83	1 個性を生かしたまちづくりを進めるために	97
(1) 自然を守り、次代へ残す	84	(1) 新たな時代に対応する都市づくりを進める	98
(2) 自然に親しめる空間づくりを進める	84	(2) にぎわいのあるまちの再生を図る	98
2 循環型社会を築くために	85	(3) 新たな交流拠点を創出する	99
(1) ごみの減量化や適正な処理を進める	86		
(2) 環境にやさしい産業活動を促す	86	2 快適な生活基盤を整えていくために	101
3 きれいなまちであり続けるために	87	(1) 利便性の高い道路づくりを進める	102
(1) 環境への意識を高め、 まちの美化活動を支援する	88	(2) 公園整備とまちの緑化を進める	103
(2) 環境保全対策を進める	88	(3) 良好な住宅を整える	103
4 安全・安心なまちであり続けるために	89	(4) 安全で良質な水を供給する	104
(1) 自然災害に強いまちをめざす	90	(5) 適正な下水処理を進める	104
(2) 消防及び救急・救助体制を整える	91	(6) 公共施設の計画的な改修・整備を進める	105
(3) 交通事故のない安全なまちをめざす	91	3 情報通信網の整ったまちづくりを 進めるために	107
(4) 防犯体制の強化と消費者保護の推進を図る	92	(1) 情報ネットワークを整える	108
(5) 危機管理の取り組みを強化する	92	4 交通網の広がりにより交流を 盛んにするために	109
		(1) 広域幹線道路網を整える	110
		(2) 鉄道・バス交通のサービス向上を図る	110
		基本計画の実現に向けて	112
		1 参加と協働による地域社会をつくるために	113
		(1) 開かれた行政づくりを進める	114
		(2) まちづくり活動を支援する	114
		2 男女共同参画社会を実現するために	115
		(1) 男女がともに尊重し合える社会をつくる	116

3 柔軟な行政システムを確立するために	117
(1) 機能的、効率的な行政組織機構をつくる	118
(2) 財政運営の健全化を進める	119
4 広域連携を推進するために	121
(1) 広域行政を進める	122
(2) 地域間の交流を積極的に進める	122
資料編	124

【 銚子市のプロフィール 】

温暖な気候と豊富な資源に恵まれたまち、千葉県銚子市。

小笠原などの島しょ部や富士山頂などを除けば、日本で一番早く初日の出が見られるまちとしても有名です。

愛宕山にある「地球の丸く見える丘展望館」から望む風景は、悠々と流れる利根川と太平洋の青々した大海原が広がり、眼下には肥沃な大地と豊かな緑に囲まれた人々の暮らしがあります。

市政施行

昭和8年2月11日

市紋章

昭和9年1月15日告示。



旭日を中心に丁四（銚子）を周囲に配して図案化したもので、市制施行の翌年に制定されました。

銚子市は関東の最東端に位置し、旭日を最も早く仰げます。銚子市が旭日と共に力強く発展する、紋章はこれを表徴しています。

地勢

面積83.91平方キロメートル。海岸部は磯浜が主ですが、南は屏風ヶ浦の海岸壁、東は君ヶ浜などの磯浜がみられます。内陸部は、利根川沿岸の平坦地、南西部の北総台地と東部の丘陵部となっています。気候は沖を流れる暖流・寒流の影響を受け、夏涼しく冬温かい地です。

姉妹都市

アメリカ合衆国
オレゴン州コースベイ市
(昭和58年2月10日協定締結)

フィリピン共和国
アルバイ州レガスピー市
(昭和60年6月27日協定締結)

銚子という名称

「銚子」という地名は、江戸時代になってから利根川の水運が開発され、この付近が産業都市として発展しはじめたころ生じた河口右岸一帯の総称で、特定の地名ではありませんでした。

銚子の由来は、利根川の川幅が広いにもかかわらず河口が狭く、河水が外洋に流れ出ている状態が酒器の銚子の口から酒が注がれるさまに似ていることから起こったといわれています。

位置

銚子市は、東京から100km、東経140度50分 北緯35度44分に位置し、関東平野の最東端にある農漁業・商工業・観光都市です。

北は利根川を隔て茨城県の神栖市に相對し、東から南は太平洋に臨み、西は旭市、東庄町に接しています。

主な産業

農業

温暖な気候と豊かな大地に恵まれている銚子は、キャベツ、大根などの野菜、その他に鶏卵、養豚などの畜産業を中心に、平成17年の農業産出額は約239.8億円で、県内2位となっています。特に、キャベツは全国的に知名度も高く、また、近年では、糖度日本一を誇る銚子メロンの生産も増え、銚子ブランドの一つとして人気を得ています。

漁業

昔から漁業のまちとして知られる銚子は、全国でも有数の水揚げ高を誇っています。黒潮と親潮のぶつかる銚子沖は魚種も豊富で、イワシ、サンマ、サバの大衆魚を中心にマグロやカツオ、タイ、ヒラメなどが市場に並びます。生鮮魚は首都圏に多く出荷されるほか、干物や缶詰などの水産食品として加工されています。

製造業

銚子は、古くから東北地方と江戸を結ぶ海運と利根川水運の中継港として栄えました。こうした利根水運の隆盛を背景に、漁業や紀州からの移住者などにより始められたしょう油醸造業が飛躍的に発展し、缶詰や干物などの水産加工業と併せ、現在でも銚子市の基幹産業の一つとなっています。

市の木「さざんか」

昭和58年2月11日指定。

ツバキ科の常緑小高木で日本特産。花木として庭園に多く植えられ、品種は多種で一重・八重、色も淡紅・濃紅・白などがあります。塩害に強く、花は晩秋から初冬にかけて咲き、市民の方々に親しみ深い木です。

**市の花「おおまつよいぐさ」**

昭和58年2月11日指定

アメリカ原産の帰化植物で越年草。鮮やかな黄色の花が夕方に開き、銚子では夏の海辺の風物詩です。竹久夢二の「宵待草」の詩のゆかりもあって、市民投票で最も人気が高かった花です。

市の魚「いわし」

平成15年2月11日指定

銚子のいわしは、全国で有数の水揚げ量を誇っています。いわしはおいしくて栄養価も高く、「大漁節」にも歌われるなど市民にもなじみが深く、公募の結果でも一番応募が多かった魚です。

**銚子100年マスコットキャラクター「^{ちょうしー}超Cちゃん」**

「銚子」の「銚(ちょう)」と、とびぬけてすぐれている「超越」の「超(ちょう)」をかけ、様々な問題を跳び「超えて」発展する銚子のイメージと、キャラクターの制作意図でもある形がChoshi(銚子)の「C」に似ていることから名付けました。また、男女とも使用でき、かわいらしく「ちゃん」を付けました。

都 市 宣 言

【 交通安全都市宣言 】

近時我が国の産業経済の伸展と国民生活の向上は目覚ましいものがある。これに伴う車輛交通の輻輳は愈々激甚となり、これによる交通事故の続出は大きく社会問題となつている現況である。

我が銚子市の交通事情も極めて深刻であり、殊に銚子大橋の完成を目前に控えて産業都市観光都市として更に飛躍せんとしているとき、市内交通量の混雑と頻発する事故の惨事は誠に憂慮に堪えないものがある。

かかる交通禍の脅威から市民生活の安全を確保するため交通環境の改善を推し進めると共に市民一丸となつて安全交通の自覚に徹することの急務を痛感する次第である。

よつて全市民と共に総合的連けいを図り強力なる活動を通じて明るく住みよい安全都市の理想を達成すべくここに銚子市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

(昭和37年1月9日)

【 精神衛生都市宣言 】

現代社会の進歩発展は物心両面に亘つて国民生活を著しく向上させているが、その恩恵は未だあまねく及んでいない。

とくに精神障害者に関する問題については、社会は依然として非近代的な態度をもつて臨み勝ちであり、このような状態は人間の尊厳を強調する現代社会の理想と甚しく矛盾するものである。

精神の障害は現代の医学及び社会科学を以つてすれば、これが予防と救済とは、必ずしも至難ではないのであつて、社会はその有する機能を最高度に発揮して、すべての国民の精神生活の向上と安定に寄与しなければならないはずである。

よつてわれわれは、全市民相携えて、精神障害問題の解決と市民生活における精神衛生の確立を期するため、ここに銚子市を「精神衛生都市」とすることを宣言する。

(昭和38年2月25日)

【 公害追放都市宣言 】

技術革新を基調とする現代産業の発展は、われわれの生活に大きな恩恵をもたらした。われわれは今日、かつて想像もできなかったような豊かな物質生活を享受することができるようになった。

しかし同時にあらたな災いがもたらされた。

産業の発展は、人間にとつて許容することのできないような、生活環境の破壊を行ないつつある。

この破壊は、産業の発展に伴う不可避の帰結ではない。技術革新を進め産業の高度の発展を促したその力を用いれば、破壊を防止しさらに環境を向上させることも可能と考える。

われわれはこのことを強く主張する。

幸いに、銚子市における現在の生活環境は、破壊を免れているが、この環境を維持するために、ここにわれわれは、銚子市を公害追放都市とすることを宣言する。

(昭和45年9月22日)

【 青色申告都市宣言 】

本市は、自主申告納税の理想郷を実現するため、市民が国民の基本的義務である納税について再認識し、納税意欲の向上を図り、もつて社会経済の発展に貢献するとともに、市民相互の繁栄と幸福を築くため、ここに銚子市を青色申告都市とすることを宣言する。

(昭和51年12月25日)

【 非核・平和都市宣言 】

世界唯一の原爆被爆国民として、また、先の第二次世界大戦による戦禍の上に今日の平和を享受している銚子市民として、われわれは、再び戦争の惨禍が繰り返されないことを念願する。これは、全世界の人びとに共通する願いであると確信する。

よつて、非核三原則の堅持とすべての国の恒久平和実現を希求して、ここに銚子市を「非核・平和都市」とすることを宣言する。

(昭和59年9月14日)

【 産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言 】

我が国の戦後における産業経済の発展は、技術革新を基調として、目覚ましいものがあり、私たちの生活を物心両面にわたり豊かにした。

しかしながら、この間、産業経済活動に起因する諸問題により、国民の生活環境、なかんずく人類を含むすべての生物の生存基盤となる自然生態系への負荷の増大が憂慮されている。

特に、事業活動により排出される産業廃棄物の問題は、緊急に解決すべき重要な課題となっている。

本市は、地形的に谷津地が多いことから、産業廃棄物最終処分場の設置が企図され、かつ、市域内外から搬入される廃棄物の不法投棄により地下水や河川の汚染など、地域の環境保全の見地から放置できない状況にある。

よつて、本市の自然環境を破壊し、環境汚染を引き起こすおそれのある産業廃棄物最終処分場の設置と廃棄物の不法投棄を防止するため、ここに銚子市を「産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市」とすることを宣言する。

(平成7年6月29日)

【 健康スポーツ文化都市宣言 】

わたしたちにとって健康は、かけがえのない財産であり、幸せの礎（いしずえ）となるものです。そして、それがまちの活力の源です。

わたしたちは、郷土の美しい自然や先人によって培われた歴史と伝統に誇りと自信を持ち、スポーツや文化活動を通じて心身ともに健やかで心豊かな思いやりのある社会の実現を目指し、ここに「健康スポーツ文化都市」を宣言します。

- 1 生涯にわたり、
健康への関心をもち、スポーツやレクリエーションを通じて健康づくりや体力づくりに努めます。
- 1 あらゆる場で、
さまざまな文化に親しみ、郷土の歴史と伝統をいかした個性豊かな市民文化を創り出して次代に伝えます。
- 1 すべての人が、
スポーツや文化活動を通じて人と人との交流を深め、いきいきとした地域の輪を広げます。

（平成18年12月21日）

第1部 総論

第1章 基本計画策定にあたって

第2章 基本計画の指標

第1章 基本計画策定にあたって

1 基本計画の趣旨

基本計画は、基本構想「銚子ルネッサンス2025」に掲げた将来像、都市づくりの理念、施策の大綱に基づき、その実現に向けた施策や事業を分野別に体系化したもので、総合的なまちづくりを推進し、行政を執行する上での指針となるものです。

第一次基本計画（平成13年度から平成17年度）は、基本構想の中で始動期として位置付けられ、本市では、構想に掲げた将来像の実現に向け取り組んできたところです。しかしながら、昨今の地方自治体を取り巻く情勢の変化や長引く景気低迷などの影響により、本市は非常に厳しい財政状況にあり、将来構想の実現に向けた施策の展開が難しくなっています。

このため、推進期である第二次基本計画は、限られた財源の効果的・重点的な配分に留意するとともに、計画的な行財政運営に基づき、本市の財政再建を念頭に置いた計画として位置付けるものです。

第二次基本計画の策定にあたっては、第一次基本計画の見直しを中心としつつ、本市が優先的・重点的に取り組むべき個々の事業を明確に位置付けるとともに、今後、本市が行うべき施策や課題を明らかにすることを基本としました。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とする平成22年度（2010年度）までの4か年とします。

第2章 基本計画の指標

1 人口フレーム

(1) 人口

わが国の総人口は、平成17年の国勢調査によると1億2,776万人で、前回調査との比較では83万人の増加となっていますが、毎年10月1日現在の推計人口では、平成17年の推計人口が前年比約1万9,000人の減少で、戦後初めての減少となりました。今後も人口の減少傾向は続き、多くの自治体で人口規模が縮小すると予測されています。

国勢調査における本市の人口推移は、昭和40年代前半の9万人強をピークに減少を続け、平成17年の時点では約7万5千人となっています。また、平成18年1月1日現在の高齢化率は全国平均である20.3%を上回る25.8%となっており、高齢化が進んでいます。

人口動態では、出生総数が死亡総数を下回っており、出生率の低下や、若者層を中心とした市外への転出傾向が依然として止まらず、人口の減少傾向が続いています。

第二次基本計画が終了する平成22年度(2010年度)においても、こうした人口の漸減傾向が続くと予想されますが、地域産業の振興に努めて雇用の場を確保するなどの施策を積極的に進め、人口の減少傾向に歯止めをかけていく必要があります。

また、本市が有する産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史などの様々な地域資源を有効活用するとともに、活力に満ちた都市として再生し、都市環境の整備や更なる行政改革を推し進め、市民参加による協働のまちづくりを進めながら定住の促進に努めます。

(2) 交流人口

基本構想では、観光振興や、スポーツ交流・海洋交流活動などの活性化に向けた施策を積極的に進めることにより、平成37年(2025年)における交流人口の目標を5,000,000人と設定しています。

第二次基本計画では、スポーツ拠点や観光施設の整備をはじめ、スポーツイベント・海洋性イベントの開催、参加体験型観光の推進、テーマ性のある観光振興策などを積極的に進めるほか、新たに広域交流拠点の整備を促進し、交流人口の拡大を図ります。

2 土地利用構想

土地は、市民のための限られた貴重な資源であり、生活や生産に通ずる諸活動の共通基盤となるものです。

本計画においては、生活、文化、産業面での潜在力をより高めていく方向で、自然環境の保全と地域にふさわしい開発との調和を基本とし、人と自然が共生できるような土地利用を進めます。

(1) 都市的土地利用

【住宅用地】

公共下水道・道路などの都市基盤施設の整備を行うとともに、市民の多様なニーズに対応した良好な住環境の形成を促進します。

【商業用地】

商業・業務機能に加え、文化・アミューズメント機能などの集積を促進し、にぎやかで風格のあるまち並みや安全・快適な歩行空間の創出に努めます。

【工業用地】

道路整備や工業用地の確保などの基盤整備と併せて、食品関連産業の機能集積や工場の再配置についての検討を進めます。

【その他の用地】

道路などの都市基盤施設や、福祉・教育・文化施設などの公共施設用地については、都市全体の再構築（リノベーション）を視野に入れた計画的な利活用を図るとともに、公園の整備や緑化の推進により、緑豊かな憩いの空間の創出に努めます。

また、漁港・港湾の隣接部や内陸部に流通業務用地の確保を検討するほか、地域の実情やニーズに応じた土地利用を図ります。

(2) 自然的土地利用

【保全地域】

犬吠埼、君ヶ浜、屏風ヶ浦など美しい海岸風景や、愛宕山からの自然景観などについては、ありのままの自然を保全しつつその活用に努めます。また、潮害防備、防風などの機能を持つ保安林の保全と、台地に広がる森林・緑地の保護育成に努めます。

【農業用地】

農道の整備や用水・ため池の整備、農地の有効利用を促進し、安定した生産のできる農業基盤を整えます。また、優良農地の保全と遊休農地の適正利用に努めます。

【水辺地域】

海岸の環境整備や河川の整備を進めることにより、憩いの場としての水辺環境の活用を図ります。また、海洋性レクリエーションの拠点整備や、海水浴場の整備充実を図ります。

3 財政の見通し

【現況と見通し】

わが国の経済は、輸出産業を中心とした好調な企業業績に支えられ、ゆるやかな回復基調が続いていますが、労働者の実質賃金の増加や個人消費の拡大が見られないことなどから、本格的な景気回復とは言い難い状況です。こうした状況のなか、政府は、これまで進めてきた改革路線を維持し、デフレからの脱却、民間需要主導の持続的な成長と財政の健全化の両立を目指し、更なる構造改革と財政改革に取り組んでいます。

本市の財政状況は、歳入面においては、人口減少が続いていることや、産業構造の特性から現在の景気動向が反映されにくいことなどの理由により税収が伸び悩み、国の三位一体改革による地方交付税や補助金の削減の影響と併せ、財源の確保は一層厳しい状況が続くものと予想されます。

一方、歳出面においては、経常経費の縮減に努めているものの、少子高齢社会の進展などによる扶助費の増大、近年の借入金の増加に伴う公債費負担の増大に加え、老朽化が進む公共施設の更新や維持管理にも多額の経費を要するなど、今後の財政運営は以前にも増して厳しい状況になると考えられます。

【今後の対応】

このような状況のなか、基本構想に掲げる将来像を実現するためには、まず、逼迫する本市の財政を再建することが喫緊の課題となっています。このためには、従来から進めてきた行財政改革を今後とも徹底するとともに、各種施策の推進にあたっては、事業の必要性や優先順位を定め、その“時”に即した事業を選択することが重要です。

本市は、健全な財政運営に向け、以下に掲げる取組みを積極的に進め、本市の財政再建を図ります。

健全な財政運営に向けた主な取組み

- 1 徹底した行財政改革の推進により経常的経費の縮減を図るほか、費用対効果にもとづく事業選択と効果的な予算配分に努める。
- 2 歳入の根幹をなす市税については、課税客体の把握、徴収率の向上などに努めるとともに、住民の誰もが納得するような、適正かつ公平な税行政の運営を図る。
- 3 市独自の給付金や各種団体への補助金等の見直しを図るとともに、施設の統廃合や民間委託を推進し、人件費を含めた経費の節減を図る。
- 4 事業の実施にあたっては、国・県等の交付金・補助金制度の積極的な活用を図る。
- 5 効率的な行政運営を行うため、事務処理の広域化の検討を進める。
- 6 施策の推進にあたっては、市民と行政の役割分担の明確化と市民の積極的な参加を促進する。



第2部 まちづくりの 重点目標

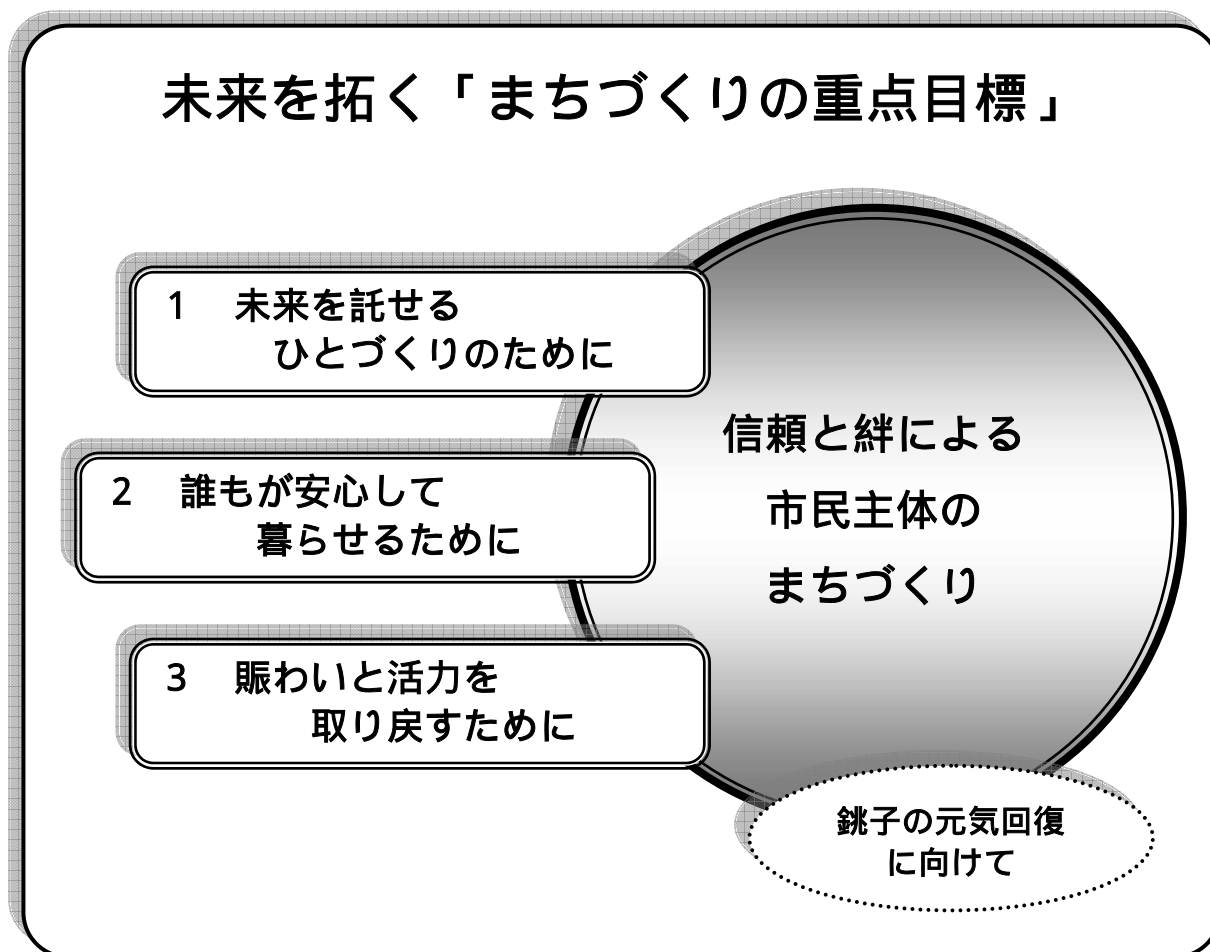
第1章 まちづくりの重点目標

- 1 未来を託せるひとづくりのために
- 2 誰もが安心して暮らせるために
- 3 賑わいと活力を取り戻すために

第2章 銚子の元気回復に向けて

第1章 まちづくりの重点目標

基本構想に掲げる将来像を実現するため、第二次基本計画では、「信頼と絆による市民主体のまちづくり」をまちづくりの基本理念に掲げ、「未来を託せるひとづくりのために」、「誰もが安心して暮らせるために」、「賑わいと活力を取り戻すために」の3つのまちづくりの重点目標を定めるとともに、銚子の元気回復に向けた取組みを積極的に進めます。



基本構想「銚子ルネッサンス2025」 (平成12年12月22日 議決)

【将来像】

「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市(まち)」

「銚子ルネッサンス2025」は、これまでの歴史と伝統を新しい時代に受け継ぎ、きたるべき時代を展望し、いきいきとした人の活動と躍動するところ、まちのにぎわいをつくりだし、都市の勢いを未来に向かって再生・発展させる決意を表します。

「ひとがときめき」は、市民一人ひとりが個性豊かに、創造性を持って、快適に、はつらつと生きることができ、誰もが輝いているまちをつくることを表します。

「海がきらめき」は、海的美しさを表すとともに、豊かな自然や海とのかかわりを大切にすることを表し、海を越えて人ともの情報が行き交う広く開かれた都市として栄えることを表します。

「未来輝く都市(まち)」は、銚子の歴史と文化を受け継ぎ、人の活動、産業が活発になり、新しい都市の魅力をつくりだすこと、新しい感性と価値観に支えられた地域社会をつくることを表します。

【都市づくりの理念】

- 1 人と自然にやさしいまち
- 2 歴史と文化を大切にすまち
- 3 いきいきと活動できるまち

【施策の大綱】

- 1 安心とふれあいの暮らしづくり
- 2 自ら学ぶところ豊かな人づくり
- 3 活力のある伸びゆく産業づくり
- 4 うるおいのある快適な環境づくり
- 5 機能的で魅力ある都市づくり

まちづくりの基本理念

「信頼と絆による市民主体のまちづくり」

かつての銚子は、江戸の物流基地として栄え、関東五大都市の一つに称されるほどの豊かな都市でした。今日の発展は多くの方々の力により築かれたものであり、これらの先人達の信念、気概、進取の精神に対し、尊敬と敬愛の念を忘れることなく、その精神を学ぶとともに、すばらしい伝統文化に対する理解と深い郷土愛を育むことが大切です。

これまで、我が国は経済主義優先や、自由、平等、個人尊重などが偏重された結果、自己中心的になり、家族の絆、地域のコミュニティが壊れつつあり、人間関係が希薄になっています。これを打開するためには、「人として、市民として、なすべきこと、してはならぬこと」の倫理観を確立し、家族や地域社会の絆を再生することが急務です。

市民の確かな判断・行動力が地域の活性化の大きな原動力となり、私たちの生き方が銚子の将来を決定します。未来に生きる子どもたちのために住みやすい環境を育てることを忘れてはなりません。

人づくりはまちづくりに通じます。市民が主体でなければなりません。わかりやすく開かれた市政のもとに、市民と行政がそれぞれの知識と責任においてまちづくりを進め、市民一人ひとりにいきがいを創出し、市民協働による、「信頼と絆によるまちづくり」を基本理念として掲げます。

1 未来を託せるひとづくりのために

市民の誰もが健康で生涯を通じて自ら学ぶことができる、心の豊かさを実感できるまちづくりが求められています。

そのため、充実した教育環境の整備と、将来を担う子どもたちの健全育成を図るとともに、より多くの市民が幅広い芸術作品に接し、自ら芸術文化活動に参加できる機会を拡充するほか、本市の伝統文化と風土を再認識することにより、わがまちに自信と誇りを持つことが大切です。

また、市民の誰もが生涯にわたって、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツを楽しむことができるよう生涯スポーツの普及を図るとともに、健康スポーツ文化都市宣言に基づくスポーツ・文化活動の推進と憩いの場を創出し、郷土愛と思いやりを育み、未来を託せるひとづくりをめざします。

【基本方針】

- 1 教育・文化の推進
- 2 郷土の歴史・文化・伝統の継承
- 3 生涯スポーツの推進

【主な施策】

幼稚園施設の耐震診断及び改修
学校施設の耐震診断及び改修
双葉小学校の建設
（仮称）市立銚子高等学校の整備
学校給食センターの整備

第四中学校校舎の改築
学校施設吹付けアスベスト等の撤去改修
銚子市野球場の改修
第65回国民体育大会の準備
県指定有形文化財常灯寺本堂の保存修理

2 誰もが安心して暮らせるために

少子高齢化とともに家族のあり方も大きく変化し、地域コミュニティが崩れつつあるなかで、誰もが健康的な生活を享受し、安心して生活が送れるよう、地域住民すべてで支え合うまちづくりが求められています。

そのため、保健・医療・福祉の連携強化による総合的なサービス体制を整備するとともに、市民の健康管理や健康づくり、安心して子育てができる環境づくりを支援します。特に、市立総合病院については、不足している医師確保と病院の存続に向けた経営改善に取り組み、診療体制や救急医療体制を確保します。

また、障害のある人の自立と社会参加や、ボランティア団体、NPOなどの活動を支援するほか、自然災害や犯罪防止に取り組み、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

【基本方針】

- 1 市立総合病院の存続に向けた経営改善
- 2 保健・医療体制の整備
- 3 子育て支援体制の充実
- 4 高齢者・障害者の福祉の充実
- 5 安心・安全な環境の整備

【主な施策】

個別予防接種の実施

平日夜間の小児救急診療

医師確保と定着

病院の存続に向けた経営改善

銚子市障害者計画の策定

放課後児童クラブの設置

消防庁舎・防災市民センターの整備

ハザードマップの作成

防災行政無線の再整備

銚子市国民保護計画の策定

住宅・建築物等の耐震化の促進

ごみ処理広域化施設の整備

合併処理浄化槽の設置助成

公共下水道の計画的な整備

芦崎終末処理場の改築更新

市営住宅外壁の改修

都市マスタープランの策定

男女共同参画計画の策定

3 賑わいと活力を取り戻すために

低迷する経済情勢のなかで、銚子経済の活力を取り戻すためには、地場産業である農業・漁業・水産加工業などの基盤整備や生産の安定を図り、経済活性化と地域雇用を確保する必要があります。また、中心市街地の整備とともに、商業・サービス業や観光業の活性化が大きな課題となっています。

そのため、産業の基盤整備や経営の安定を図り、地場産業や観光面などさまざまな分野の銚子ブランドを確立するとともに、豊かな自然や食文化などを全国に情報発信するほか、市民一人ひとりが「おもてなしの心」で観光客を温かく迎え、何度も訪れたいくなるような観光地としての魅力を高めます。

また、市外からも多くの人を惹きつける、広域的な商業圏を対象とした商業施設や良質なアミューズメント施設などを集積した、新たな交流拠点を創出し、賑わいと活力を取り戻すためのまちづくりをめざします。

本市は、農業、漁業、水産加工業、しょうゆ醸造業など、すぐれた生産量を誇っており、首都圏の台所としてのポテンシャルも高いものがあります。こうした、高い食料自給率とともに、極めて安定した地質条件にあることから、総合漁業基地を中心とした国家の食料備蓄機能と防災拠点の誘致など、地域の特性を生かした活性化策について検討します。

【基本方針】

- 1 地場産業の振興
- 2 銚子ブランドの確立
- 3 憩いの場の創出
- 4 新たな交流拠点の創出
- 5 地域の特性を生かした活性化策の検討

【主な施策】

共同栽培施設整備の支援	市道の整備（国道126号に接続する三崎町2丁目交差点から広域農道へ連結する道路の整備）
農地・水・環境保全活動の支援	
資源保護と収益性の高い経営体の育成	市道の改良（市道1006号線外3路線の改良）
公共施設・観光情報等の案内板の設置	
清川町第二公園の整備	新たな交流拠点の整備促進
河岸公園の整備	
十字屋跡地再開発施設を核とした周辺	
商店街の活性化策の検討	

第2章 銚子の元気回復に向けて

長引く景気の低迷と人口の減少、今後さらに進む少子高齢化や多様化する行政ニーズに対応するためには、財政再建を最優先に行い、財政基盤を強化する必要があります。

そのため、徹底した行財政改革のもと、既存の事務事業の見直しによる経常経費の削減を行うほか、行政効果が最大限発揮できるような事業選択など、効果的な予算配分に努めます。

また、組織や機構の整備、事務事業の整理合理化などを積極的に行い、職員の資質の向上と意識改革により、高品質で満足度の高いサービスを提供します。

さらに、本市の活性化に欠かせない広域幹線道路網の整備などを国・県に引き続き要望するなど、銚子の元気回復をめざします。

【基本方針】

- 1 財政基盤の強化
- 2 事務の効率化
- 3 公共施設の計画的な整備
- 4 国・県への要望

【主な施策】

財源の確保
財政運営の健全化
戸籍事務のコンピュータ化
電子入札などの電子調達システムの導入

総合型地理情報システムの整備
固定資産税家屋調査システムの整備
市青年館の補修、解体
老朽化した庁舎の空調設備の改修

【国・県への要望事項】

銚子連絡道路の整備促進
国道124号（銚子大橋）の整備促進
進
国道356号銚子バイパスの整備促進
備
国道126号八木拡幅の整備促進
十西地区道交安全対策の整備促進

主要地方道銚子海上線の整備促進
JR線のダイヤ改正及び鉄道施設整備の促
進
海匠健康福祉センター（海匠保健所）の整
備促進



第3部 各論

- 第1章 安心とふれあいの暮らしづくり
- 第2章 自ら学ぶところ豊かな人づくり
- 第3章 活力のある伸びゆく産業づくり
- 第4章 うるおいのある快適な環境づくり
- 第5章 機能的で魅力ある都市づくり

基本計画の実現に向けて

第1章 安心とふれあいの暮らしづくり

1 保健・福祉の基盤づくりのために

- (1) 保健・医療・福祉の連携を強化する
- (2) 市民とともに保健・福祉活動に取り組む
- (3) 保健・福祉の基盤を整える

2 より良い保健・医療サービスを提供するために

- (1) 健康づくりを支援する
- (2) 多様な医療ニーズに応える
- (3) 市立総合病院の充実に努める

3 高齢者がいきいきと暮らすために

- (1) 自立した生活を支援する
- (2) 介護保険サービスの充実と質の向上を図る
- (3) 高齢者を支える仕組みをつくる
- (4) 安心して暮らせる環境を整備する

4 障害のある人が地域で安心して暮らすために

- (1) 自立と社会参加を支援する
- (2) 地域生活を支援する

5 親子が安心して生活するために

- (1) 子育てを支援する
- (2) 充実した保育サービスを提供する
- (3) ひとり親家庭の生活を支援する

6 社会保障制度などにより市民の生活を守っていくために

- (1) 国民健康保険制度などの適正な運営に努める
- (2) 介護保険制度の適正な運営に努める
- (3) 低所得者を支援する

1 保健・福祉の基盤づくりのために

【現況と課題】

本格的な少子・高齢社会の到来は、本市における家族のあり方にも大きな変化を及ぼしており、市民の保健・福祉サービスに対するニーズも多様化しています。

支援を必要とする高齢者やその介護世帯・子育て世帯・障害者などに対しては、サービスを提供するうえで必要な人材の確保と養成が求められているほか、福祉施設の拡充や、地域福祉活動の拠点となる施設の整備が求められています。

市民の一人ひとりが健康を保ち、安心して生活していくためには、保健・医療・福祉各分野の連携のうえに総合的なサービス体制を確立し、多様な住民ニーズに対応した質の高いサービスの提供を行う必要があります。また、社会の一員として認められながら自立した生活を送れるよう、すべての住民が同じ社会の一員として互いに支え合えるシステムづくりが必要です。

このため、ボランティア・NPO団体の育成や活動の場の提供といったボランティア活動がしやすい環境の整備に努めるなど、市民と行政が一体となって総合的な保健・福祉活動を推進していくことが課題となっています。

1 保健・福祉の基盤づくりのために

- (1) 保健・医療・福祉の連携を強化する
総合的な相談・支援体制の確立
情報システムの整備
- (2) 市民とともに保健・福祉活動に取り組む
地域ぐるみの保健・福祉活動の推進
ボランティア・NPO活動の促進
- (3) 保健・福祉の基盤を整える
保健・福祉活動の充実
人材の育成と確保
海匠健康福祉センター（海匠保健所）の整備促進

(1) 保健・医療・福祉の連携を強化する

【基本方針】

保健・医療・福祉それぞれのスタッフ間の緊密な連携のもと、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供します。

そのため、保健・医療・福祉が一体となって、総合相談体制を確立し、情報提供の迅速化など効果的な支援体制の確立に努めます。

【主な取り組み】

総合的な相談・支援体制の確立

* 心配ごと相談所の運営

* ガイドブックの発行

* 高齢者、配偶者、児童などの虐待予防支援に関するネットワークづくり

情報システムの整備

* 健康情報管理システムの整備

(2) 市民とともに保健・福祉活動に取り組む

【基本方針】

誰もが、住み慣れた地域でいきいきした生活が送れるよう、市と市民が協働して地域ぐるみで保健・福祉活動を推進します。

市民の健康づくりや福祉に対する意識の高揚を図るとともに、地域の人々、ボランティア団体、NPO、その他関係機関などとの連携により、福祉活動や健康づくりを支援します。また、ボランティア活動に参加しやすいよう、情報提供・相談体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

地域ぐるみの保健・福祉活動の推進

* 福祉意識の高揚・福祉教育の推進

* 保健推進員・食生活改善推進員の育成と活動の充実

* 社会福祉協議会活動の充実

* 社会福祉大会事業の支援

ボランティア・NPO活動の促進

* 地域コミュニティづくり推進支援事業

* ボランティア・NPOの養成、活動支援

(3) 保健・福祉の基盤を整える

【基本方針】

多様化、複雑化する保健・福祉のニーズに的確に対応するため、保健福祉センターすこやかなまなびの城を拠点として保健・福祉活動の一層の充実を図るとともに、人材の育成と確保に努め、質の高い市民サービスの提供を推進します。

千葉県海匝健康福祉センターについては、老朽化が著しいことなどから、既に市内に移転改築のための用地が確保されています。県との連携を深め、また、地域の保健・福祉の基盤を整えるため、同センター施設の整備を促進します。

【主な取り組み】

保健・福祉活動の充実

* すこやかなまなびの城を拠点とした保健・福祉活動の充実

人材の育成と確保

海匝健康福祉センター（海匝保健所）の整備促進

2 より良い保健・医療サービスを提供するために

【現況と課題】

高齢化の進行や生活様式の変化にともない、疾病も複雑化し、市民の保健・医療サービスへのニーズも多様化しています。加齢による心身の機能低下をはじめ、生活習慣病の増加、ストレスや過労による健康への悪影響などが、保健・医療面において克服すべき大きな課題となっています。

本市では、乳幼児から高齢者までを対象とした健康管理体制の充実に努め、乳幼児健康診査や、生活習慣病予防対策としての基本健康診査、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導などを実施してきました。

また、市内の病院・診療所が連携して、疾病の早期発見・早期治療から機能回復訓練に至る一貫した医療体制を確立し、市民の医療ニーズに対応してきました。

医療面においては、市民が必要な時に適切な医療を受けることができる地域医療システムを確立するとともに、高度医療や救急医療への対応、休日・夜間診療体制の充実が課題となっています。また、全国の自治体病院の多くは、「新医師臨床研修制度」をきっかけに医師不足となっており、市立総合病院においても医師の確保と病院存続に向けた経営改善が喫緊の課題となっています。

東総地域においても、当地域の優先課題である医師不足の解消や医療連携、医療機能分担化による効率的な医療連携体制の構築を図るため、経営統合も視野に入れた医療連携について検討・協議が進められています。

今後は、より良い保健・医療サービスの提供に向け、各種保健サービスの一層の充実に努める一方で、市民一人ひとりが健康を増進し、日頃から好ましい生活習慣の定着に努め、自ら健康づくりに取り組むことが重要であり、介護予防事業との連携を図るなど、総合的な健康づくり施策の推進が求められています。

同時に、病気や障害を抱えた人を温かく迎え入れ、快適な治療生活や社会復帰・社会参加を支えるような環境づくりが望まれます。

2 より良い保健・医療サービスを提供するために

- (1) 健康づくりを支援する
健康づくりの促進
母子保健対策の推進
老人保健対策の推進
- (2) 多様な医療ニーズに応える
地域医療体制の確立
- (3) 市立総合病院の充実に努める
市立総合病院の充実
医師確保と定着
病院存続に向けた経営改善

(1) 健康づくりを支援する

【基本方針】

市民の健康づくりを促進するため、健康意識の高揚を図るとともに、保健・医療・福祉と連携のもと、日常の健康管理や健康づくりを支援します。

母子保健対策、生活習慣病予防対策を推進し、特に、乳幼児期の肥満予防及び育児支援の充実に努めるとともに、がん及び脳血管疾患や心疾患などの予防に努めます。

また、予防接種については、集団接種から、接種日などを限定しない個別予防接種に移行するなど、市民のニーズにあったサービスを提供します。

【主要な事業】

事業名	事業内容
個別予防接種事業	接種日などを限定せず、子どもの体調や保護者の都合にあわせて予防接種を実施する

【主な取り組み】

健康づくりの促進

- * 銚子市健康まつり事業
- * 基本健康診査及び各種がん検診の充実と受診率の向上
- * 生活習慣改善に向けた健康教育と実践活動の充実
- * 健診事業を通しての食育の推進
- * 専門職による個別相談の充実

母子保健対策の推進

- * 乳幼児健康診査の充実と事後フォローの充実
- * 乳幼児からの家族ぐるみでの健康づくりの推進
- * 婦人の健康づくり推進事業

老人保健対策の推進

(2) 多様な医療ニーズに応える

【基本方針】

各医療機関の連携や情報交換をきめ細かく進めていくとともに、銚子市医師会など、医療関係者との連携強化により、小児救急医療体制の整備をはじめ、地域医療の一層の充実を図り、「いつでも、誰でも、すぐにかかれる」環境整備に努めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
銚子市平日夜間小児救急診療事業	市立総合病院において、平日夜間（午後7時から午後10時まで）における小児救急患者に対して診療等を提供する

【主な取り組み】

- 地域医療体制の確立
 - * 救急医療体制の充実
 - * 在宅当番医制の充実
 - * 銚子市医師会及び銚子市歯科医師会の事業運営支援

(3) 市立総合病院の充実に努める

【基本方針】

市民が必要な時に適切な医療を受けることができ、高度医療や救急医療への対応、休日・夜間診療などを行う地域医療の中核施設として、市立総合病院を維持するためにも、医師の確保と病院存続に向けた経営改善に努めます。

【主な取り組み】

- 市立総合病院の充実
 - * 診療機能の充実
 - * 予防医療の充実
 - * 患者サービスの向上
- 医師確保と定着
- 病院の存続に向けた経営改善

3 高齢者がいきいきと暮らすために

【現況と課題】

本市の総人口に占める高齢者の比率は、平成17年には25%を超え、国、県の水準を大きく上回っています。

今後も、高齢化は急速に進展し、団塊の世代が高齢者になる平成24年には、高齢者の比率が30%を超えることが予測されます。高齢者が健康で、いきいきと安心して暮らせる施策の拡充や、介護が必要になっても、尊厳を保ちその人らしい生活を続けることができる高齢者自身の取り組み、家族や地域・行政の取り組みがますます必要になっています。

高齢者を「サービスの受け手」としてのみ捉えるのではなく、地域社会を「支える一員」として捉え、高齢者の元気な力を活用していく取り組みを充実させる必要があります。

今後は、市民と市のパートナーシップによって、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるような仕組みづくりが課題です。

3 高齢者がいきいきと暮らすために

- (1) 自立した生活を支援する
介護予防事業の充実
介護予防の相談・支援体制の充実
- (2) 介護保険サービスの充実と質の向上を図る
介護保険サービスの充実
地域密着型サービスの充実
新予防給付による介護予防サービスの充実
- (3) 高齢者を支える仕組みをつくる
支援体制の充実
暮らしと介護を支えるサービスの充実
憩いの場の確保と就業支援
- (4) 安心して暮らせる環境を整備する
老人福祉施設の整備充実
住宅や日常生活に対する支援
安心・安全な環境の整備

(1) 自立した生活を支援する

【基本方針】

地域包括支援センターの体制の充実を図り、高齢者が地域のなかで暮らすための様々な総合相談と支援を行います。

また、介護予防が必要な高齢者を早期に把握し、高齢者自身が介護予防への取り組みができるよう、スポーツや学習の機会の提供と介護予防に対する環境整備を行います。

【主な取り組み】

- 介護予防事業の充実
 - * 介護予防支援事業
 - * ハートケア&サポート事業
 - * 生活管理指導短期宿泊事業
 - * 口腔機能の向上教室（健口教室）
 - * 栄養教室
 - * 筋力アップ教室
 - * 高齢者等配食サービス事業
- 介護予防の相談・支援体制の充実
 - * 総合相談事業
 - * 介護予防ケアマネジメント
 - * 特定高齢者把握事業
 - * 介護予防啓発教室
 - * 地域ふれあいサロン
 - * 憩の家などの活用

(2) 介護保険サービスの充実と質の向上を図る

【基本方針】

新設された地域密着型サービスや介護予防に資するサービスを活用しながら、高齢者が自己の尊厳と決定権を守りながら、住み慣れた地域でできるだけ自立して暮らし続けることができるよう、包括的、継続的なケアマネジメントを構築し、サービス量の確保と質の向上を図ります。

【主な取り組み】

- 介護保険サービスの充実
 - * 高齢者の尊厳と自己決定を守るケア
 - * 包括的・継続的ケアマネジメントの構築
- 地域密着型サービスの充実
 - * 地域密着型サービスの整備
- 新予防給付による介護予防サービスの充実

(3) 高齢者を支える仕組みをつくる

【基本方針】

高齢者がいきいきと暮らすためには、達成感や他の人の役に立っているという、自己充足感が得られるような生きがいや人間関係が大切です。

多様な価値観や生きがいを支援する、学習や活動・就業の場を整備するとともに、元気な高齢者が、支援を必要とする高齢者を支える仕組みや、若い世代との交流のなかで高齢者の経験や知恵を伝達していく仕組みをつくりまします。

また、住み慣れた地域での暮らしを支える家族介護者への支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

支援体制の充実

- * 老人クラブの育成
- * 地域包括支援センターを中心とした支援体制の整備
- * ボランティアやNPOなどの活動支援

暮らしと介護を支えるサービスの充実

- * 家族介護教室及び介護者交流会
- * 家族介護慰労金支給事業
- * 徘徊高齢者等家族支援事業
- * 訪問理容・美容サービス
- * 在宅高齢者等軽度生活援助事業
- * 紙おむつ給付事業
- * 重度要介護者居宅サービス利用支援金支給事業
- * 長寿祝金の支給

憩いの場の確保と就業支援

- * 生涯学習の充実と社会教育施設の活用
- * シルバー人材センター運営支援
- * 憩いの家・地域福祉センター等運営

(4) 安心して暮らせる環境を整備する

【基本方針】

高齢者を狙った詐欺や交通事故に遭わないよう、防犯や交通安全に関する学習を支援し、近隣住民が中心となった支え合いの仕組みをつくとともに、転倒事故などを防ぐためのバリアフリー化の推進など、高齢者の特性を考慮した安全な環境をつくりまします。

また、身体の状態に合わせて暮らし続けることができるよう、有料老人ホームや養護老人ホームなどの施設機能の多様化を推進します。

【主な取り組み】

老人福祉施設の整備充実

- * 特別養護老人ホーム外川園の改修
- * ケアハウスや養護老人ホームなどの施設機能の多様化の推進

住宅や日常生活に対する支援

- * 日常生活用具の給付
- * 住宅改修アドバイザー制度
- * 住宅改修支援事業

安心・安全な環境の整備

- * 緊急通報体制整備事業
- * 成年後見制度利用支援事業
- * 高齢者虐待防止ネットワークの構築
- * 認知症見守りネットワークの構築と認知症サポーターの養成

4 障害のある人が地域で安心して暮らすために

【現況と課題】

障害者（児）福祉は、障害のある人が障害のない人と同じ地域でともに生活し、社会参加することを基本に、支援を進めていくことが重要になります。また、生活におけるバリアフリー化の推進、生きがいのある生活、心のバリアを除くような視点からの取組みが求められます。

本市における障害者（児）の数は年々増加する傾向にあり、本人とともにその介護者の加齢も進んで、家庭における介護面での機能低下などが問題化してきています。

本市では、障害のある人の在宅福祉サービスを充実させるため、ホームヘルパーの派遣やショートステイなどによる家庭の介護負担の軽減を図るなどの生活支援に努めています。また、障害のある人の社会参加に向けて、地域活動支援センター・相談支援事業の実施などで障害のある人の就労や自立を支援しています。

これらの施策について、平成18年4月1日から施行された障害者自立支援法に基づいて、より一層の充実に努めるとともに、一人ひとりの障害の程度や種類、それぞれの生活環境により異なる、多様性・個別性のある地域生活へのきめ細やかな障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保を図るため、障害者福祉計画を定める必要があります。

また、ノーマライゼーションの実現に向けて、バリアフリーのまちづくりを進めるほか、障害のある人の就労の場の確保や、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動などに参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

4 障害のある人が地域で安心して暮らすために

- (1) 自立と社会参加を支援する
 - 障害者の自立支援のための体制整備
 - 日常生活の支援と社会参加の促進
 - 経済的負担の軽減

- (2) 地域生活を支援する
 - 地域生活を支援する

(1) 自立と社会参加を支援する

【基本方針】

障害者（児）が地域のなかで自立して生活できる社会の実現をめざします。

このため、障害者（児）が、安心して生活できるよう、バリアフリーのまちづくりを積極的に進めるとともに、適性や能力に合った就労の場を確保し、自立と社会参加を支援します。

また、居宅介護や短期入所などの介護給付、自立訓練や就労移行支援などの訓練等給付を、年齢や障害種別を超えて提供し、障害のある人の日常生活を支援するとともに、各種手当の支給などにより、経済的負担の軽減を図ります。

【主要な事業】

事業名	事業内容
銚子市障害者計画の策定	障害者の生活全般を支える条件整備及び施策に関する基本的な事項・目標を定めた中・長期的な計画である「銚子市障害者計画」を策定する

【主な取り組み】

障害者の自立支援のための体制整備

- * 障害者介護給付費等審査会の運営

日常生活の支援と社会参加の促進

- * 介護給付
- * 訓練等給付
- * 自立支援医療
- * 補装具費の支給
- * 緊急通報システム事業
- * 福祉タクシー利用助成
- * 福祉カー貸付事業

経済的負担の軽減

- * 心身障害者医療費給付
- * 特別障害者手当等支給事業
- * ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当の支給
- * 難病者援護金の支給
- * 心身障害者扶養年金の給付

(2) 地域生活を支援する

【基本方針】

コミュニケーション支援、移動支援など、利用者の方々や地域の支援体制の状況に応じて、柔軟な地域生活支援事業の実施に努め、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。

【主な取り組み】

地域生活を支援する

- * 地域活動支援センター事業
- * 相談支援事業
- * 移動支援事業
- * コミュニケーション支援事業
- * 日常生活用具給付等事業
- * 点字図書等給付事業
- * 訪問入浴サービス事業
- * 知的障害者職親委託事業
- * 居宅障害者等紙おむつ給付事業
- * 日中一時支援事業
- * 自動車運転免許取得促進事業
- * 身体障害者自動車改造費助成事業

5 親子が安心して生活するために

【現況と課題】

少子化や核家族化の進行、さらには地域の連帯意識の希薄化などにより、家庭・地域における子育て機能が低下し、子どもたちの交流機会も減少するなど、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。

本市の保育所は市立5か所、私立6か所で、量的な受入体制は充足していますが、仕事など社会活動と子育ての両立を支援する観点から多様な保育サービスの需要が高まっており、乳児保育や時間外保育、障害児保育、一時保育への対応とともに、子育てに関する各種相談や情報提供など、地域における子育て拠点としての機能充実を図る取組みを進めています。

さらに、保育所に入所していない乳幼児を含め、家庭児童相談室、地域子育て支援センターを設置し、地域の子育て支援体制の充実を図っています。

しかし、産業形態の変化や女性の一層の社会進出などにより、保護者の就労形態はますます多様化し、延長保育や病後時保育などのニーズに対応していく必要があります。

また、近年児童虐待が増えていることから、児童虐待防止対策として、児童虐待防止ネットワークの充実を図り、あわせて、DV相談員を配置し、ドメスティック・バイオレンス被害者への支援も行っています。

放課後児童対策については、小学校1年生から3年生までの児童を対象とした放課後児童クラブを7箇所開設していますが、児童の健全育成の一環として一層の充実に努めていく必要があります。

また、ひとり親家庭が増加する傾向にありますが、いつでも気軽に相談・指導が受けられるよう母子自立支援員を配置し相談窓口の充実を図っています。

そのうち母子家庭は、総じて経済的基盤が弱く、生活の安定がそこなわれているケースが多くみられるため、母親が子育てをしながら経済的に自立し、安心して暮らせる総合的な支援体制の充実が必要です。

5 親子が安心して生活するために

- (1) 子育てを支援する
支援体制の充実
児童の健全育成
- (2) 充実した保育サービスを提供する
保育内容の充実
施設の整備充実
- (3) ひとり親家庭の生活を支援する
相談・支援体制の充実
経済的自立の支援

(1) 子育てを支援する

【基本方針】

誰もが安心して子育てができるよう地域の子育て環境の整備を進め、少子化対策事業の推進を図ります。

また、心身に障害を持った子どもの療育を支援し、育児不安や悩みに応えるため、相談、情報提供を行います。

虐待の早期発見と迅速な対応を図るため、保育園、小学校、児童相談所、警察など関係機関による組織体制を整備し、連携の強化を図ります。

さらに、子育てに関する経済的援助を行うなど、生活支援の充実を図ります。

【主要な事業】

事業名	事業内容
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブの設置事業）	小学校終了後及び休校日に保護者のいない家庭の小学校低学年児童などの育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う

【主な取り組み】

支援体制の充実

- * なのはな子育て応援事業
- * 児童手当の支給
- * 乳幼児医療費の助成
- * 保育サポーター養成・子育て応援人材バンクづくり支援事業

児童の健全育成

- * 児童虐待防止ネットワークの充実
- * 要保護児童対策地域協議会の設立

(2) 充実した保育サービスを提供する

【基本方針】

保育サービスについては、保育所の効率的運営を図り、多様なニーズに対応できるよう充実に努めます。

また、施設整備について一層の充実を図るとともに、民間保育所の健全な運営を促進するため、その支援に努めます。

【主な取り組み】

保育内容の充実

- * 保育対策等促進事業
- * 次世代育成支援対策事業
- * 公立保育所運営事業
- * 海鹿島保育所運営事業
- * 私立保育所運営費負担
- * すこやか保育支援事業
- * 私立保育所児童処遇改善事業費補助

施設の整備充実

- * 保育所設備整備事業
- * 私立保育園施設整備事業

(3) ひとり親家庭の生活を支援する

【基本方針】

母子・父子家庭などの相談体制の充実を図るとともに、生活支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

- 相談・支援体制の充実
 - * 母子自立支援員の設置
- 経済的自立の支援
 - * 児童扶養手当の支給
 - * ひとり親家庭等医療費等助成

6 社会保障制度などにより市民の生活を守っていくために

【現況と課題】

国民健康保険、介護保険、国民年金その他の社会保障制度は、市民が健やかで安心できる生活を保障することを基本に進められてきました。

しかし、国民健康保険制度は、保険加入者の高齢化や経済の停滞などにより、保険料の収入に比べて医療費の負担が大きく、事業運営が厳しくなっており、医療費に対する患者の応分負担など制度の再構築に向けた改革が進められています。このため、制度改革に対する市民の理解を促すとともに、医療費の適正化に努め、保険料の収納率の向上を図っていく必要があります。

介護保険制度は、高齢者がそれぞれの身体能力に応じて日常生活が送れるよう、介護を社会全体で支える制度です。介護保険事業の円滑な運営や、介護が必要な人が的確なサービスを安心して受けられるよう、ニーズに応じたサービス体制の一層の充実が望まれます。また、要介護者に広く情報を提供し、利用しやすい環境をつくる必要があります。

国民年金は、老後の生活を実質的に支えるものであるため、無年金者の解消、収納率の向上、加入の促進を図る必要があります。

低所得者に対する生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する重要な役割を果たしています。本市では地区単位でケースワーカーを配置し、被保護者の自立支援を基本としながら、それぞれのケースに応じた適切な指導・援助を進めておりますが、長引く不況の影響や一人暮らし高齢者の増加などにより生活困窮者が増えています。このことにより、保護期間が長期化し、生活保護費が増大していることから、就業支援・生活相談などを充実し、生活意欲の助長促進に努める必要があります。

6 社会保障制度などにより市民の生活を守っていくために

- (1) 国民健康保険制度などの適正な運営に努める
 - 国民健康保険制度の適正な運営
 - 老人保健医療制度の適正な運営
 - 後期高齢者医療制度への対応
- (2) 介護保険制度の適正な運営に努める
 - 介護保険制度の適正な運営
- (3) 低所得者を支援する
 - 生活の安定
 - 自立更正の援助

(1) 国民健康保険制度などの適正な運営に努める

【基本方針】

国民健康保険制度改革に対する市民の理解を促すとともに、保険料の収納率の向上や医療費の適正化などに努めます。

老人保健医療制度については、レセプト点検を強化するなどによる医療費の適正化を図ります。また、現行の老人保健医療制度に変わって、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度への対応など、医療制度の適正な運営に努めます。

【主な取り組み】

国民健康保険制度の適正な運営

- * 市民意識の向上
- * 保険料収納率の向上
- * 医療費の適正化

老人保健医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度への対応

(2) 介護保険制度の適正な運営に努める

【基本方針】

適切な介護保険サービスを提供する仕組みづくりと、介護を支援する人材の育成を図り、制度の適正運営に努めます。

【主な取り組み】

介護保険制度の適正な運営

- * 在宅支援サービス提供体制の整備
- * 施設サービス提供体制の整備
- * 介護保険業務の円滑な推進

(3) 低所得者を支援する

【基本方針】

低所得世帯の生活の安定を図るため、日常生活の相談、就業支援を充実し、社会的自立が果たせるよう、生活保護制度の適正な実施に努めます。

また、生活保護に至らない低所得者には、高額療養費・生活資金などの貸付を行い、自立支援を図ります。

【主な取り組み】

生活の安定

- * 生活保護制度の適正な実施

自立更生の援助

- * 高額療養費・生活資金等貸付事業

第3部 各論

【 第1章 安心とふれあいの暮らしづくり 】

第2章 自ら学ぶこころ豊かな人づくり

1 子どもがのびのびと学習できるように

- (1) すくすくと育つ幼児教育を進める
- (2) 「生きる力」を育む学校教育を進める
- (3) 質の高い高等学校教育を進める

2 青少年が健全に育つために

- (1) 学校・家庭・地域による健全育成活動を進める

3 生涯学習社会を実現するために

- (1) 生涯にわたって学べる体制づくりを進める
- (2) 生涯学習活動を活発にする
- (3) 生涯学習施設の機能を高める

4 スポーツ・レクリエーション活動をより活発にしていくために

- (1) スポーツ・レクリエーションの普及を図る
- (2) スポーツ団体や指導者を育成する
- (3) スポーツ施設の環境を整える

5 市民文化の創造を促すために

- (1) 市民の文化・芸術活動を盛んにする
- (2) 伝統文化や文化財を保存・継承する

6 大学を生かした地域づくりのために

- (1) 大学のあるまちの特質を生かす

7 国際化が進んだまちを実現するために

- (1) まちづくりに国際的な視点を取り入れる

1 子どもがのびのびと学習できるために

【現況と課題】

人間性の基礎を形成するうえで重要な役割を果たす幼児教育については、一人ひとりの特性に応じた教育を推進するとともに、基本的な生活習慣やしつけ、社会性などを身につけさせる必要があります。また、小学校以降の学習の基礎をつくるという観点から、幼児期に相応しい道徳性を生活のなかで身につけるよう指導することが求められています。

小・中学校教育については、学力や体力の基礎づくりとともに、人間として調和の取れたこころ豊かな児童・生徒の育成が求められています。

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、をバランスよく育むとともに、家庭・地域と連帯しながら、道徳教育の質的向上を図る必要があります。

高等学校教育については、生徒一人ひとりの個性やニーズに応じた、きめ細かな指導を進めていくことが必要です。

また、これからの学校教育においては、高度情報化社会に対応するため、情報環境の整備とともに、情報教育の充実を図り、情報活用能力を高めていくことが必要となっています。

学校教育にとって、教師と児童生徒、それらを取り巻く保護者や地域住民との信頼関係の維持は、その役割を果たすうえで極めて重要です。児童生徒や保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される教師が求められているとともに、のびのびとした指導が出来るよう、教育委員会と現場が積極的にコミュニケーションを図りつつ、学習指導しやすい環境を作っていく必要があります。

また、児童生徒への虐待は、重大な人権侵害であるという認識を持ち、教職員が一体となって対応するとともに、他の関係機関とのネットワークづくりと連携の強化を図ることが重要です。

幼稚園や各学校については、良好な教育環境を維持するため、計画的な施設整備と再編を進めるとともに、地域に開かれた施設として活用していく必要があります。

また、地域文化の振興や、生涯学習ニーズへの対応、さらには若者の定着を促すためにも高等教育機関の充実が求められています。

1 子どもがのびのびと学習できるために

(1) すくすくと育つ幼児教育を進める

教育内容の充実
就園の奨励
幼稚園施設の整備
市立幼稚園の再編

(2) 「生きる力」を育む学校教育を進める

教育内容の充実
教育環境の整備
学校施設などの整備
小・中学校の再編

(3) 質の高い高等学校教育を進める

高等学校教育の充実
高等学校の再編

(1) すくすくと育つ幼児教育を進める

【基本方針】

幼児が自然や地域社会のなかで、多くの人との交流や遊びを通して、思いやりのこころや豊かな感性を育むことができるよう、計画的な幼児教育の充実を図ります。

また、就園を奨励するとともに、幼稚園の施設整備を進めるなど、幼児がより良い環境で適切な教育を受けることができるよう努めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
住宅・建築物等の耐震化促進事業	地震に強いまちづくりの推進の一環として、幼稚園施設の耐震診断及び改修を行い、より安全で安心な幼稚園づくりを図る

【主な取り組み】

- 教育内容の充実
 - * 私立幼稚園への助成
 - * 公立幼稚園における子育て支援推進事業
- 就園の奨励
 - * 幼稚園就園奨励費補助事業
- 幼稚園施設の整備
 - * 幼稚園フェンス等設置事業
 - * 市立幼稚園の施設整備
- 市立幼稚園の再編

(2) 「生きる力」を育む学校教育を進める

【基本方針】

児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力や豊かな人間性・社会性等を育む教育を推進します。

運動を通じての体力養成や食育の充実を図ることにより、健やかな心身の育成についての指導を充実します。また、我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を育てるために、発達段階を踏まえた教育の充実を図ります。

総合的な学習などへの弾力的な対応が図れるよう、既存の学校施設の有効活用を進めるとともに、教育環境のさらなる向上を図るため、学校の再編、老朽施設の計画的な改修を進めるほか、校内ネットワークの整備など教育設備の充実を図ります。

【主要な事業】

事業名	事業内容
学校施設吹付けアスベスト等撤去改修事業	小・中学校の一部の校舎などに使用されている、アスベスト含有吹付材などを適正に撤去する
住宅・建築物等の耐震化促進事業	地震に強いまちづくりの推進の一環として、学校施設の耐震診断及び改修を行い、より安全で安心な学校づくりを図る
第四中学校校舎改築事業	老朽化した第四中学校校舎の改築と、旧若宮小学校校舎を中学校用に改修する
学校給食センター整備事業（PFI活用事業）	既存施設の老朽化に伴い、新たな共同調理場をPFI（民間資金活用事業）の活用により整備し、より一層の安全・衛生的な学校給食サービスを図る
双葉小学校建設事業	興野小学校と若宮小学校を統合した双葉小学校の校舎などを建設し、教育環境の向上を図る

【主な取り組み】

教育内容の充実

- * こころの教育や健康教育の推進
- * 特別支援教育の充実
- * 情報教育の推進
- * 食育の推進
- * 郷土の伝統や文化に対する教育機会の充実

教育環境の整備

- * 小・中学校教育支援補助教員派遣事業
- * 各種競技大会などの参加に対する助成
- * 銚子市小中学校文化振興協会事業費補助
- * 相談事業・就学援助の実施
- * 千葉県教育研究会東総支会第一研究分会事業費補助
- * 銚子市学校保健会事業費補助

学校施設などの整備

- * 小・中学校フェンス等設置事業
- * 豊岡小学校北校舎改築事業

小・中学校の再編

(3) 質の高い高等学校教育を進める

【基本方針】

生徒が自立心を養い、社会の変化に柔軟に対応していけるよう、教育内容の充実に努めるとともに、施設整備を進めます。

また、進学指導に重きを置きながら、「生きる力」と豊かな心を育む活力ある学校を目指す新しい市立高等学校を創設します。

【主要な事業】

事業名	事業内容
学校施設吹付けアスベスト等撤去改修事業	市立銚子高等学校及び市立銚子西高等学校の校舎などに使用されている、アスベスト含有吹付材などを適正に撤去する
高等学校整備事業（PFI活用事業）	市立銚子高等学校と市立銚子西高等学校を統合し、平成20年4月に開校する新市立銚子高等学校の新校舎などを整備する

【主な取り組み】

高等学校教育の充実

* 高等学校施設の整備

* 育英資金（入学準備金）融資に係る利子補給及び(財)銚子市育英会育英資金貸付

* 千葉科学大学との交流・連携

高等学校の再編

2 青少年が健全に育つために

【現況と課題】

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、世代間交流や親子の会話の時間が減少していることに加え、携帯電話やインターネットの普及などにより、青少年のコミュニケーション能力の低下が指摘されています。また、児童・生徒と地域社会のつながりが希薄化し、青少年にとって身近な活動体験の機会が減少しています。

こうした青少年を取り巻く環境の変化にともない、規範意識の低下や青少年非行の増加、低年齢化が進んでいます。これらの問題は、社会風潮や社会状況、家庭、学校、地域社会など、広範囲に渡る様々な要因が複雑に絡み合いながら生じています。

本市では、青少年相談員連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会、PTA、少年団体連絡協議会など、青少年健全育成にかかわる諸団体への支援を行う一方、それらの団体や関係機関との連携のもと、学校、家庭、地域が一体となって、健全育成に向けた各種の取り組みを行ってきました。

これらの取り組みを継続して行うとともに、青少年の非行とその低年齢化を防止するための社会環境づくりを、地域住民と連携して進めていくことが重要です。

また、青少年が社会に対する自らの役割を自覚し、さらに豊かな人間性を養っていくため、体験学習や行事・イベント、ボランティア活動などへの参加機会を提供し、地域社会との交流を深めていく必要があります。

2 青少年が健全に育つために

- (1) 学校・家庭・地域による健全育成活動を進める
 - 健全育成体制の充実
 - 青少年の社会参加の促進
 - 健全な社会環境づくり

(1) 学校・家庭・地域による健全育成活動を進める

【基本方針】

青少年が心身とも健全に育つよう、育成指導者との連携を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となった取り組みが必要です。

また、青少年の自主活動を支援するとともに、情報化時代を迎えた青少年が、明るく健全に暮らせる社会環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

健全育成体制の充実

* 青少年健全育成関係団体の育成・支援

* 青少年育成運動の展開

* 青少年指導センターの充実

青少年の社会参加の促進

健全な社会環境づくり

* 非行防止活動の推進

* 社会環境浄化活動の推進

3 生涯学習社会を実現するために

【現況と課題】

余暇・自由時間の増大や価値観の多様化が進むなかで、生涯学習の重要性がますます高くなってきています。自発的な学習はもちろんのこと、単に教養を高めるだけでなく、趣味や文化活動、ボランティア活動に生きがいを求める人々が増えています。

本市では、市民の多様な学習ニーズに応えるため、市民センターや公正図書館、青少年文化会館などの文化・学習施設、各地区のコミュニティセンターなどにおいて、数多くの講座や教室が開催されているほか、市民の自発的なサークル活動が活発に行われています。

生涯学習社会を推進していくためには、生涯学習施設の整備や学習機会の充実を図るだけでなく、学習や活動の成果を発表する場の提供などにより、市民の学習意欲をより高めていく必要があります。

また、ライフステージに応じた学習機会の提供など、人々の多様な学習意欲に対応していくためには、学習指導者の計画的な養成、学習相談の充実、情報機器の積極的な活用などに取り組んでいく必要があります。

3 生涯学習社会を実現するために

- (1) 生涯にわたって学べる体制づくりを進める
推進体制の充実
学習情報の一元化と即時提供
人材の育成
- (2) 生涯学習活動を活発にする
学習機会の充実
生涯学習イベントなどの充実
社会教育団体の育成・支援
- (3) 生涯学習施設の機能を高める
生涯学習施設の充実
生涯学習施設の利用促進

(1) 生涯にわたって学べる体制づくりを進める

【基本方針】

生涯学習推進団体の育成・支援、指導者の養成、学習情報の提供など、市民が自主的、積極的に学習活動を行うことができる環境づくりを推進するとともに、関係機関や生涯学習拠点施設相互の連携を図ります。

また、ボランティアの育成などに努め、生涯学習が市民に定着するような環境整備を進めます。

【主な取り組み】

- 推進体制の充実
 - * 推進組織の育成・支援
 - * 関係機関・施設間の連携強化
- 学習情報の一元化と即時提供
 - * 生涯学習ガイドブックの発行
- 人材の育成
 - * 生涯学習ボランティアの育成

(2) 生涯学習活動を活発にする

【基本方針】

市民の多様な学習ニーズに応えるため、それぞれの世代に応じた学習機会の提供に努めます。

また、学習の成果を発揮する場の提供などにより、市民の学習意欲を高め、地域社会や学習団体が活発化するよう努めます。

【主な取り組み】

- 学習機会の充実
 - * 各種講座などの充実
 - * 家庭教育の学習機会の提供
 - * 青少年、女性、高齢者、成人教育の充実
- 生涯学習イベントなどの充実
 - * イベント・展覧会などの開催支援
- 社会教育団体の育成・支援

(3) 生涯学習施設の機能を高める

【基本方針】

市民一人ひとりの関心や学習意欲に応えるとともに、学習を通しての交流、仲間づくりなど、多様なニーズに対応できる施設の整備を図ります。

また、インターネットを活用した情報提供を積極的に行うなど、誰もが利用しやすいサービス体制の整備に努めます。

【主な取り組み】

- 生涯学習施設の充実
 - * 市民センターの整備充実
- 生涯学習施設の利用促進
 - * 図書館のサービスの充実
 - * ホームページによる情報提供

4 スポーツ・レクリエーション活動を より活発にしていくために

【現況と課題】

市民の生活意識の変化や生活水準の向上に伴い、健康・体力づくりへの関心が高まるなか、市民一人ひとりが年齢や体力に応じて気軽に参加できる、生涯スポーツ・レクリエーション活動の重要性が問われています。精神的ストレスの発散や生活習慣病の予防など、心身の健康保持・増進にもスポーツは大きく寄与していることから、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりが必要です。また、スポーツ・レクリエーション活動を市民により身近なものとして普及していくためには、誰もが参加しやすい体制づくりを進める必要があります。

そのためには、地域スポーツ活動の中心となる社会体育指導者の養成や、総合型地域スポーツクラブの育成・スポーツ振興団体の育成などを図るとともに、体育大会や各種スポーツ教室などの開催を積極的に進めていく必要があります。

また、老朽化した既存体育施設への対応とともに、総合運動公園の整備など、新しい時代に対応できる総合的な施設の整備が求められています。

4 スポーツ・レクリエーション活動をより活発にしていくために

- (1) スポーツ・レクリエーションの普及を図る
スポーツ・レクリエーションイベントの開催及び誘致
生涯スポーツ・競技スポーツの普及促進
各年代層に合わせたスポーツプログラムの開発
- (2) スポーツ団体や指導者を育成する
スポーツ団体の育成・支援
指導者の養成
総合型地域スポーツクラブの育成
- (3) スポーツ施設的环境を整える
体育施設の整備充実
学校体育施設の活用・開放
総合運動公園の整備検討

(1) スポーツ・レクリエーションの普及を図る

【基本方針】

市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ教室などの充実を図るとともに、各種スポーツ大会の誘致やイベントの開催に努めます。

また、全国レベルのスポーツ大会の開催及びスポーツ選手の養成を目的とした計画的な指導を行うなど、競技スポーツの振興に努めます。

そのほか、平成22年に開催される第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」の公開競技として、本市において硬式高等学校野球及びトライアスロンの開催が予定されており、その受け入れ準備を進めます。

「健康スポーツ文化都市宣言」に基づき、幼児から高齢者までの各年代層に合わせたスポーツプログラムの開発を進めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
第65回国民体育大会準備事業	本市で開催される第65回国民体育大会の公開競技である硬式高等学校野球及びトライアスロンの受け入れ準備を進める

【主な取り組み】

- スポーツ・レクリエーションイベントの開催及び誘致
 - * 中学校駅伝大会事業費補助
 - * 市民マラソン大会事業費補助
 - * 銚子マリーナ国際トライアスロン大会事業費補助
- 生涯スポーツ・競技スポーツの普及促進
 - * スポーツ教室の開催
- 各年代層に合わせたスポーツプログラムの開発

(2) スポーツ団体や指導者を育成する

【基本方針】

スポーツ活動を活性化するため、各種スポーツ団体の育成を図ります。また、団体や指導者に対する研修会や講習会を通して、競技者の安全に対する知識の習得や、スポーツ技術の向上に努めます。

【主な取り組み】

- スポーツ団体の育成・支援
 - * 体育協会などの活動の支援
 - * 地域における各種スポーツ団体の育成
- 指導者の養成
 - * 指導者研修の充実
 - * 体育指導委員活動の充実
- 総合型地域スポーツクラブの育成

(3) スポーツ施設の環境を整える**【基本方針】**

野球場・庭球場・体育館などの体育施設の改修を進めるほか、総合運動公園整備の検討を進め、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
銚子市野球場改修事業（まちづくり交付金事業）	第65回国民体育大会における高校硬式野球競技会場として決定した銚子市野球場を改修する

【主な取り組み】

- 体育施設の整備充実
 - * グランドゴルフ場の整備検討
 - * 銚子市豊里台多目的スポーツ広場改修事業
- 学校体育施設の活用・開放
- 総合運動公園の整備検討

5 市民文化の創造を促すために

【現況と課題】

生活にうるおいやこころの豊かさを求める時代となり、市民の文化活動に対する関心が高まりを見せるなか、より多くの市民が幅広い芸術作品に接し、また、自ら芸術文化活動に参加できる機会の拡充が求められています。

市民の文化意識の高揚と文化水準の向上を図るためにも、鑑賞、創造、発表、交流という文化の参加形態に対応した、多種多様な機会と場の提供を図り、地域に根ざした文化振興を図っていく必要があります。こうした市民の文化活動は、地域の連帯感の醸成や、本市固有の魅力づくりにも寄与し、地域の活性化にとっても重要です。

また、本市における文化活動は、青少年文化会館や市民センターを拠点として、音楽・演劇・舞踊などの催し物、郷土資料の展示、各種の展覧会、市民による日常の文化活動などが活発に行われています。しかしながら、一部の施設では老朽化や設備内容の不備が目立っており、計画的な整備を行っていく必要があります。

文化財については、基本的な資料の収集・整理を行い、必要に応じて指定などの保護措置を講じる必要があります。市内には、粟島台遺跡、余山貝塚などの遺跡が数多く存在しており、それらの適正な保存や保護に努める必要があります。

各地域に根ざした伝統芸能や伝統工芸、伝統文化などについても、保存や継承に努め、後世に伝えていくことが重要です。

5 市民文化の創造を促すために

- (1) 市民の文化・芸術活動を盛んにする
文化・芸術イベントなどの開催
文化・芸術活動の促進
文化活動拠点の整備
- (2) 伝統文化や文化財を保存・継承する
郷土の歴史・文化・伝統の継承
文化財の調査・保存・活用

(1) 市民の文化・芸術活動を盛んにする

【基本方針】

さまざまな文化イベント、講演会などを開催し、市民が創作活動や芸術・文化活動に親しめる機会の拡充に努めます。また、市民の自主的な芸術・文化活動を促すとともに、街角コンサートの開催など、文化・芸術活動を身近に定着させる取り組みを進め、個性豊かな市民文化の創出を図ります。

芸術文化活動や生涯学習の拠点として、青少年文化会館の整備充実を図ります。

【主な取り組み】

- 文化・芸術イベントなどの開催
 - * 街角コンサートの開催
 - * 文化祭の充実
 - * 青少年文化会館における自主事業の充実
- 文化・芸術活動の促進
 - * 文化団体などの活動支援
 - * 指導者の発掘・支援
- 文化活動拠点の整備
 - * 青少年文化会館の整備充実

(2) 伝統文化や文化財を保存・継承する

【基本方針】

市内に所在する未指定文化財についての調査研究を行い、その保護とともに指定への働きかけを進めます。

指定文化財や遺跡などの適正な保存・保護に努めるとともに、遺跡からの出土品や郷土資料などについては、積極的な活用を図るために、展示内容の充実を図ります。また、文化財・史跡めぐりを実施するとともに、文化財についての情報発信を行い、市民への文化財の周知に努めます。

各地域に根ざした伝統芸能や伝統工芸など、郷土の文化の保存や継承に取り組みます。

多くの先人達の努力によって築かれた本市の礎、先の大戦における空襲で多くの犠牲者を出したことなど、本市が歩んできた長い歴史を後世に伝えます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
県指定有形文化財常灯寺本堂保存修理事業	老朽化が著しく、抜本的な解体修理が必要な県指定有形文化財である常灯寺本堂の保存に必要な修理を実施する

【主な取り組み】

- 郷土の歴史・文化・伝統の継承
 - * 郷土史セミナーの開催
 - * 郷土の偉人の発掘と情報発信
- 文化財の調査・保存・活用
 - * 文化財基本資料調査
 - * 文化財の指定
 - * 粟島台遺跡出土遺物の展示
 - * 文化財周知板の設置
 - * 地域文化財等資料発行

6 大学を生かした地域づくりのために

【現況と課題】

人々の求める豊かさの条件の変化とともに、物質的な豊かさよりこころの豊かさが重視され、生活の内容や質が問われる時代になっています。豊かな時間を過ごすために、自ら学び、文化・芸術に親しむ生活、学術の成果に触れ、世代を超えた人々と交流する生活が求められています。

特に地方都市においては、文化水準の向上はもとより、文化そのものの創造が重要課題になっています。そのためにも、市内の大学を生かした地域づくりを進めることにより、活気に満ちた産業都市として、市民がいきいきと暮らせるまちをめざしていく必要があります。

6 大学を生かした地域づくりのために

- (1) 大学のあるまちの特質を生かす
 - 大学との交流・連携
 - 学生の第2のふるさと整備

(1) 大学のあるまちの特質を生かす

【基本方針】

平成16年度に開学した千葉科学大学との交流・連携を積極的に進め、教育・文化の向上と地域の活性化をめざします。そのためにも、地域が大学を育て、大学が地域を育てるという地域共生型大学の仕組みづくりを進めます。

【主な取り組み】

大学との交流・連携

- * 一般公開講座、小学生・中学生・高校生向け講座の開催
- * 学会支援事業
- * 学会に伴う市民公開講座の開催
- * 大学を活用した生涯学習と文化活動の環境整備
- * 大学と地域の連帯と支援体制の整備
- * 地場産業との共同研究

学生の第2のふるさと整備

- * 学生などの生活支援
- * 学生宿舎整備促進事業

7 国際化が進んだまちを実現するために

【現況と課題】

交通・通信システムなどの飛躍的な発達により、人・もの・情報が国境を越えて自由に往来するボーダーレスの時代となり、都市間や住民レベルでの多彩な国際交流が展開されるようになっていきます。

本市に居住する外国人の数は年々増加しており、地域のなかでの国際化が重要なテーマとなりつつあります。

国際交流は、異文化をもつ人々との親善や相互理解を深めるとともに、国際感覚の醸成に有効です。諸外国の歴史や文化、生活習慣などに対する正しい理解を持ち、国際社会にふさわしい人材を育成するため、国際理解のための教育を推進するとともに、学校や地域社会のなかで、さまざまな交流の機会や場を提供していく取り組みが必要です。

また、近年の外国人労働者の増加などを背景に、生活レベルでの国際的な課題も大きくなっており、市民同士の心の通った日常的な交流が求められるほか、教育面、災害時の対応、医療機関の受入れなどの対応が課題となっています。

本市では、アメリカ合衆国オレゴン州コースベイ市などと姉妹都市提携を結んでおり、教育・文化・経済面において、市民レベルでの親善交流が行われています。

こうした姉妹都市間での幅広い国際交流を充実していくとともに、地域住民として生活する外国人との日常的な交流を深め、滞在する外国人にとっても“住みやすいまちづくり”を推進していくことが必要とされています。

7 国際化が進んだまちを実現するために

- (1) まちづくりに国際的な視点を取り入れる
 - 国際交流活動の推進
 - 国際理解教育の推進
 - 国際化に対応したまちづくり

(1) まちづくりに国際的な視点を取り入れる

【基本方針】

市民レベルでの相互理解や友好親善などの民間交流事業を支援します。また、姉妹都市をはじめとする諸外国都市との国際交流、協力活動を推進し、これらの活動を通じて、国際理解教育の推進を図ります。

本市に滞在する外国人が快適に暮らせるよう、各種案内の外国語表示を進めるなど、国際化に対応したまちづくりを推進します。

【主な取り組み】

国際交流活動の推進

* 民間交流事業の支援

国際理解教育の推進

* 外国青年招致事業

国際化に対応したまちづくり

* 生活情報・観光情報における外国語表示の推進

第3章 活力のある伸びゆく産業づくり

1 時代に対応した産業の展開をめざすために

- (1) 産業の活力を高める
- (2) 新しい産業を創り育てる
- (3) 次代を担う人材を育てる

2 魅力ある農業を進めるために

- (1) 農業生産の基盤をつくる
- (2) 農業を営む環境を整える
- (3) 畜産業の活性化を進める
- (4) 環境にやさしい農業を進める

3 豊かで活力ある水産業を進めるために

- (1) 魅力ある漁港をつくる
- (2) つくり育てる漁業を推進する
- (3) 漁業を行いやすい環境を整える
- (4) 内水面漁業を行う環境を整える
- (5) 魚食の普及を図る

4 活力ある商工業・サービス業を進めるために

- (1) 活気のある商業・サービス業をめざす
- (2) 工業の基盤を整える
- (3) 企業・商店の経営基盤を整える

5 美しい自然と温かい人の交流を大切にする観光のまちづくりを進めるために

- (1) 観光資源を発見し、生かしていく
- (2) 海洋性レクリエーション拠点を整える
- (3) 観光地のイメージづくりに取り組む
- (4) 観光拠点や観光施設を整える

6 雇用環境の向上のために

- (1) 雇用環境の向上を図る

1 時代に対応した産業の展開をめざすために

【現況と課題】

本市の産業は、全国有数の水揚量を誇る漁業、水産加工業、しょうゆ醸造業、すぐれた生産量を誇る農業、自然条件を生かした観光、そして古くから東総地域の中心としてにぎわってきた商業など、長い伝統と地理的条件に支えられて今日に至っています。

将来に向け活力ある産業社会を形成していくためには、国際化や規制緩和の動きに対応した産業活動の展開を図るとともに、異業種間の連携や高度技術の導入を進め、新しい産業の創出と、地域に根ざした既存産業の一層の振興を図る必要があります。

また、流通・販売体制の見直しや、多様化している消費者ニーズへの対応に向けた取り組みを支援するなど、産業活性化のための施策を進めていく必要があります。

産業の担い手の確保は、新たな産業の展開と相まって、本市の産業の活性化を図るうえで重要な課題となっています。

特に、農業、漁業や中小規模の商工業などの既存産業については、高齢化とともに後継者不足が大きな問題となっているため、新たな担い手の育成に重点的に取り組む必要があります。

また、企業や民間団体が主体となって実施している研修活動などについても、地域振興の観点から行政による支援を進めていく必要があります。

1 時代に対応した産業の展開をめざすために

- (1) 産業の活力を高める
 - 高付加価値化・ブランド化の推進
 - 技術開発に対する支援
 - 異業種間連携の促進
 - 流通・販売体制の整備
- (2) 新しい産業を創り育てる
 - ベンチャー企業などの誘致と起業家への支援
- (3) 次代を担う人材を育てる
 - 後継者の育成
 - 企業や民間団体による人材育成活動の促進

(1) 産業の活力を高める

【基本方針】

多様化する消費者ニーズに対応したものづくりやサービスの提供を基本に、高度情報化など先端技術を取り入れる柔軟な体制を確立し、環境に配慮した産業活動を推進します。また、異業種間の連携を積極的に進めるとともに、「銚子ブランド」の確立に向け、安心安全な銚子の食のブランド化などの地場産品の高付加価値化や新たなふるさと産品づくりを支援します。

また、首都圏に位置する優位性を生かすため、流通・販売体制の整備などの基盤整備に努め、産業の活力を高める総合的な産業の振興を推進します。

【主な取り組み】

高付加価値化・ブランド化の推進
技術開発に対する支援
異業種間連携の促進
流通・販売体制の整備

(2) 新しい産業を創り育てる

【基本方針】

バイオテクノロジーやITなどの先端技術の活用、新技術や新製品の開発など、新しい産業を創出するため、ベンチャー企業などの誘致や新規創業者に対する支援の体制を整えます。

【主な取り組み】

ベンチャー企業などの誘致と起業家への支援
* 地域再生マネージャー事業
* 新規企業誘致体制の整備
* 進出企業に対する支援の検討
* 銚子再生復興起業基金事業の利用促進
* 国の地域創業助成金制度の利用促進

(3) 次代を担う人材を育てる

【基本方針】

農業、漁業や中小規模の商工業など、既存産業の後継者育成のため、知識・技能の修得に関する後継者育成対策事業などを進めていきます。

また、企業や民間団体が主体となって実施する研修活動などへの支援を行います。

【主な取り組み】

後継者の育成
* アグリカルチャーセミナー対策事業
* 漁業後継者育成対策事業
* 商工業などの後継者の育成
* 伝統的工芸品産業後継者養成の検討
企業や民間団体による人材育成活動の促進
* 企業研修活動の促進

2 魅力ある農業を進めるために

【現況と課題】

近年では、消費者ニーズの多様化のなかで、農産物に対しても一層の安全性や新鮮さが求められるようになっていきます。

本市は、温暖な気候条件や、首都圏の大消費地に近接するという地理的条件に恵まれ、露地野菜を中心として水稲・畜産を合わせた複合的な農業が営まれています。特に野菜については、国の指定産地となっているキャベツや大根をはじめとして、首都圏における生鮮野菜の供給基地として重要な役割を担っています。また、水稲については、従来のお米を作らない生産調整から、地域の実情に合った米づくりに転換され、本市においても農業者などが中心となった「銚子地域水田農業推進協議会」を設立し、需要に応じた米づくりを推進しています。

農業を取りまく環境は、農産物の輸入自由化、産地間競争の激化、担い手の高齢化や後継者の不足など厳しい状況にあります。今後とも消費者ニーズに対応できる高品質で、安全性の高い農産物の安定供給を図っていくことが重要です。

そのためには、有機農法や農薬などの適正使用をはじめ、機械利用による自動化や省力化、生産力の向上に向けた土地基盤整備など経営基盤の強化とともに、有利販売を図るための施設や流通体系の整備などを進めていく必要があります。

2 魅力ある農業を進めるために

- (1) 農業生産の基盤をつくる
基盤農道などの整備
生産基盤などの整備
- (2) 農業を営む環境を整える
生産体制の整備
金融支援の充実
- (3) 畜産業の活性化を進める
畜産の振興
- (4) 環境にやさしい農業を進める
生活環境の保全

(1) 農業生産の基盤をつくる

【基本方針】

広域営農団地農道を中心とした基盤農道の整備を図ることで、系統出荷及び生産流通の合理化などを促進します。

既に完了した東総用水事業をはじめとする、県営、団体営の土地改良事業により整備された農地及び施設の活用と、それらの相乗効果により生産性の向上を図ります。

これらの生産基盤のより一層の整備、強化、維持向上を図りつつ、生産性の向上を通じ、農業生産の省力化及び活性化に取り組みます。

【主な取り組み】

- 基盤農道などの整備
 - * 広域営農団地農道整備事業
 - * ふるさと農道緊急整備事業
- 生産基盤などの整備
 - * 土地改良施設整備事業

(2) 農業を営む環境を整える

【基本方針】

多様な消費者ニーズに対応した農畜産物の安定供給に資するため、機械化や施設の導入により、農作業の省力化・低コスト化を図るなど、魅力ある農業の実現をめざします。

農業経営については、営農指導や農業の近代化・合理化を推進するための支援に努めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
「園芸王国ちば」強化支援事業	トマト、メロンなどの共同栽培施設の整備を支援し、施設野菜の栽培面積の拡大による計画的生産及び品質向上、経営の安定を図る

【主な取り組み】

- 生産体制の整備
 - * 農業経営基盤強化促進対策事業
 - * 数量調整円滑化推進事業
- 金融支援の充実
 - * 農業経営基盤強化資金利子補給事業
 - * 農業金融対策事業
 - * 災害対策利子補給事業

(3) 畜産業の活性化を進める

【基本方針】

安全で品質の高い畜産物の生産に努めるとともに、資源の循環に配慮し、堆肥の農地還元を図るなど、畜産農家と耕種農家の連携を進めます。

【主な取り組み】

畜産の振興

- * オーエスキー病清浄化推進総合対策事業
- * アカバネ病予防推進対策事業

(4) 環境にやさしい農業を進める

【基本方針】

有機農法や農薬の適正使用など、市民や消費者の安全と健康を守る環境保全型農業の推進に努めます。

また、廃プラスチックなどの農業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、遊休農地の適正管理や、松くい虫対策などの地域環境対策に努めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
農地・水・環境保全向上活動支援事業	農地や農業用水路などの環境保全向上のための共同作業に取り組む活動組織に対して支援を行う

【主な取り組み】

生活環境の保全

- * 「ちばエコ農業」産地拡大スピードアップ支援事業
- * 堆肥悪臭改善促進事業
- * 園芸用廃プラスチック処理対策推進事業
- * 松くい虫防除事業

3 豊かで活力ある水産業を進めるために

【現況と課題】

本市の水産業は、良好な漁場環境によって支えられ、県内はもとより首都圏へ新鮮な魚介類を供給するとともに、地域の活力を支える重要な産業として発展してきました。しかし、近年の水産業を取りまく環境は、漁業生産量の低迷、就業者の減少や高齢化、国際的な漁場の規制強化などに直面し、厳しい状況にあります。

こうしたなか、漁業経営の安定と活性化のためには、「つくり育てる漁業」を基本方針として、資源管理型漁業を推進し、漁業環境の保全とともに漁業資源の維持・増大を図ることが重要な課題となっています。

また、水産物への消費者ニーズは、鮮度とともに多様な加工品への志向が高くなっています。このため、流通・加工の近代化や新たな加工品の開発など、それに対応した施策の展開が求められています。

全国有数の水揚量を誇る銚子漁港については、大規模な流通・加工機能を兼ね備えた総合漁業基地としての整備を図るほか、漁港後背地については、水産物加工関連の多目的展開や、再開発などによる都市との交流拠点の形成が必要とされています。

さらに、漁業就業者の維持・確保、漁業外国人研修生受入事業などを展開し、漁船漁業や内水面漁業の振興を図っていくことが大切です。

3 豊かで活力ある水産業を進めるために

- (1) 魅力ある漁港をつくる
生産基盤などの整備
- (2) つくり育てる漁業を推進する
水産資源の維持・管理
- (3) 漁業を行いやすい環境を整える
生産体制などの整備
金融支援の充実
- (4) 内水面漁業を行う環境を整える
生産基盤などの整備
資源管理の促進
- (5) 魚食の普及を図る
魚食の普及促進
流通・加工の近代化

(1) 魅力ある漁港をつくる

【基本方針】

銚子漁港については、総合漁業基地としての整備と漁港機能の充実を図るとともに、安全な出入港対策や外港地区の効率的、高度利用を推進します。

外川漁港は、沿岸漁業の拠点港としての整備を促進します。

【主な取り組み】

生産基盤などの整備

- * 銚子漁港整備事業
- * 外川漁港整備事業
- * 総合漁業基地の整備
- * 漁船保全修理施設の整備検討（上架施設）
- * 漁港環境の整備促進

(2) つくり育てる漁業を推進する

【基本方針】

漁業資源の生息環境となる漁場などの積極的な保全と適正な利用を図るため、「つくり育てる漁業」を基本として、資源管理型漁業に取り組みます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
漁船漁業構造改革総合対策事業	底曳網漁業を再生するため、当該漁船の小型化による更新を図り、資源保護と収益性の高い経営体に向けた育成を行う

【主な取り組み】

水産資源の維持・管理

- * 「つくり育てる漁業」などの推進
- * 栽培漁業推進体制整備事業
- * 並型魚礁設置事業
- * 人工礁・大型魚礁の設置促進
- * 漁業生産基盤整備事業（築いその検討）
- * 漁獲可能量（TAC）管理推進事業の促進
- * 複合的資源管理型漁業促進対策事業の促進

(3) 漁業を行いやすい環境を整える

【基本方針】

沿岸漁業の活性化に取り組むとともに、救難体制の充実や金融支援対策など漁業を行いやすい環境の整備に努めます。

【主な取り組み】

- 生産体制などの整備
 - * 沿岸漁業活性化の促進
 - * 漁業外国人研修生受入事業の推進
 - * 水難・救難体制の整備強化
 - * 廻船誘致対策の推進
 - * 外房漁業振興基金出捐事業
- 金融支援の充実
 - * 漁業近代化資金借入金利子補給
 - * 水産業者借入金利子補給

(4) 内水面漁業を行う環境を整える

【基本方針】

船入場の整備など、生産活動の行いやすい環境を整備するとともに、計画的な種苗放流を進め、資源の保全を図ります。

【主な取り組み】

- 生産基盤などの整備
 - * 内水面漁業振興対策事業
- 資源管理の促進
 - * 水産動植物の種苗放流の促進

(5) 魚食の普及を図る

【基本方針】

消費者ニーズに対応した水産加工品の開発促進や、品質向上により魚食の普及に努めます。

【主な取り組み】

- 魚食の普及促進
 - * 銚子市魚食普及事業（きんめだい祭り含む）
 - * 水産加工製品の開発促進
- 流通・加工の近代化
 - * 販路開拓施設の整備促進
 - * 水産加工品衛生管理向上対策事業の促進
 - * 無廃棄型水産加工団地基盤整備事業

4 活力ある商工業・サービス業を進めるために

【現況と課題】

日本の景気動向は、ようやく上向いてきている状況にありますが、消費者ニーズの変化、規制緩和など、商工業やサービス業を取りまく環境は依然として厳しい状況にあります。

本市の商業は、人口の減少による影響や、人々の生活圏の拡大に伴う近隣他市町への消費者の流出により活力が失われつつあり、特に、既存の商店街については、市内外の大型店などの影響により、かつての活力が失われつつあります。

このため、市外に流出した消費者を呼び戻すとともに、地域の特色を生かした魅力ある商業の展開に向けた新たな振興策が求められています。

工業については、しょうゆ醸造業、水産加工業、かんづめ製造業などの食品関連産業を中心に発展し、農業・漁業の生産基盤と併せて食品産業都市の性格を強めています。経営基盤の強化や生産体制の近代化、合理化などを促進するとともに、市内の食料品関連産業の集積や、新たな企業立地に向けた基盤整備に努める必要があります。

4 活力ある商工業・サービス業を進めるために

- (1) 活気のある商業・サービス業をめざす
商業・サービス業の振興
- (2) 工業の基盤を整える
工業基盤の整備
- (3) 企業・商店の経営基盤を整える
企業・商店の育成支援
金融支援の充実

(1) 活気のある商業・サービス業をめざす

【基本方針】

商業・サービス業の方向性や目標、その実現のための計画づくりを進めます。また、空き店舗などの有効活用を図るとともに、商店街自らが再生に向けた取り組みを行えるような支援に努め、魅力と活気のある商店街づくりに向けた取り組みを商工会議所と連携して進めます。

【主な取り組み】

商業・サービス業の振興

- * 十字屋跡地再開発施設を核とした周辺商店街の活性化策の検討
- * 空き店舗対策事業の推進
- * 地域商品券発行事業費補助
- * 商業イベントの充実

(2) 工業の基盤を整える

【基本方針】

食料品関連産業の機能集積や工場の再配置を促進し、新たな企業誘致に向けた工業用地の確保を検討するなど、工業の振興を図ります。

【主な取り組み】

工業基盤の整備

- * 工場の再編、機能集積の促進
- * 工業用地の確保の検討

(3) 企業・商店の経営基盤を整える

【基本方針】

設備の近代化や企業診断・経営指導の充実を図るほか、金融対策などの支援を充実させ、経営基盤の強化を図ります。

【主な取り組み】

企業・商店の育成支援

- * 企業診断・経営指導の充実
- * 地域商業の活性化促進
- * 銚子商工会議所事業費補助
- * 銚子市産業振興協議会事業
- * 銚子市商店街連合会事業費補助
- * 設備の近代化促進

金融支援の充実

- * 中小企業資金融資利子補給
- * 制度資金の利用促進
- * 市預託融資制度の充実
- * 信用保証制度の充実

5 美しい自然と温かい人の交流を大切にする 観光のまちづくりを進めるために

【現況と課題】

社会環境の変化により、余暇時間を旅行やレクリエーション活動で過ごす人々の数が増加し、体験型・参加型観光など、観光需要の多様化・高質化に対応した、個性的で魅力のある観光地が求められています。

本市は、関東の最東端に位置し、海や川に囲まれた地理的条件や、冬暖かく夏涼しいという温暖な気候が、観光地やレクリエーションの場としての有利な基盤を形成しています。

しかし、犬吠埼灯台、君ヶ浜、屏風ヶ浦、地球の丸く見える丘展望館、銚子ポートタワー、銚子マリナー、銚子漁港など多くの観光資源に恵まれているものの、その魅力を十分に生かし切れず、体験型観光メニューや点在する観光地間のネットワークが十分でないといった課題を抱えています。

本市のさらなる観光の発展のためには、伝統文化や風土を再認識し、個性と魅力のある観光地として整備するとともに、本市の魅力を伝える効果的な情報発信の方法について、検討していく必要があります。

5 美しい自然と温かい人の交流を大切にする観光のまちづくり を進めるために

- (1) 観光資源を発見し、生かしていく
 - 観光資源の活用・開発
 - まちなか歩き観光の推進
 - 広域観光の検討
- (2) 海洋性レクリエーション拠点を整える
 - 名洗港マリンリゾート事業の推進
 - 海水浴場及び海岸環境の整備
- (3) 観光地のイメージづくりに取り組む
 - 観光イベントなどの充実
 - 観光PR活動の推進
 - おもてなしの心の醸成
- (4) 観光拠点や観光施設を整える
 - 観光施設などの整備推進
 - 観光協会などとの連携強化
 - 新たな観光拠点の整備検討

(1) 観光資源を発見し、生かしていく

【基本方針】

自然、歴史、産業、文化などの観光資源を再評価し、「銚子らしさ」を活かした、個性と魅力のある観光地づくりを推進します。

多様な観光メニューの提供や特産物の開発などを支援するほか、まちなか歩き観光の推進に努めます。

また、北総や南総地域、茨城県の観光地と連携した広域観光ルートの検討を進めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
案内板設置事業（まちづくり交付金事業）	第65回国民体育大会の開催に併せ、中心市街地の拠点となる箇所に、まちなか歩き観光推進の一環として、主要な公共施設や観光情報等を伝える案内板等の整備を行う

【主な取り組み】

観光資源の活用・開発

- * 食と温泉をテーマとした観光の振興
- * 自然、歴史、産業、文化などの資源を活用した観光の振興
- * 参加体験型観光の推進
- * 「岬めぐりシャトルバス」の運行支援

まちなか歩き観光の推進

- * 市内の景観・文化財・文学碑・食べ歩き等のコース研究

広域観光の検討

- * 北総や南総地域、茨城県の観光地と連携した広域観光ルートの開発

(2) 海洋性レクリエーション拠点を整える

【基本方針】

銚子マリーナを中心とした海洋性レクリエーションの拠点整備として「名洗港マリンリゾート事業」を推進するとともに、海水浴場や海岸環境の整備充実を図ります。

【主な取り組み】

名洗港マリンリゾート事業の推進

- * 名洗港港湾整備事業
- * クルージングネットワークの構築
- * 海洋性イベントの企画・開催

海水浴場及び海岸環境の整備

- * 海水浴場の整備（銚子マリーナ海水浴場、海鹿島海水浴場、長崎海水浴場）
- * 名洗港海岸環境整備事業の促進

(3) 観光地のイメージづくりに取り組む

【基本方針】

市民一人ひとりがおもてなしの心を持ち、観光客を温かく迎えるため、市民意識の醸成、観光ボランティアへの支援、観光客との交流を促進するなど、何度も訪れたいくなるような観光地のイメージづくりに取り組みます。

また、本市に根付く豊かな自然や食文化など「銚子らしさ」を活かし、観光地としての魅力の向上に努めるほか、フィルムコミッションの推進などにより、銚子の良さを全国に情報発信します。

【主な取り組み】

- 観光イベントなどの充実
 - * 銚子みなとまつり関係事業
 - * 産業まつり事業
 - * 伝統行事・祭りへの支援
 - * 初日の出の雑踏警備
- 観光PR活動の推進
 - * 銚子フィルムコミッション事業
 - * 観光客誘致推進事業（観光ポスター・パンフレットによるPR）
 - * 銚子観光・地場産品PR事業
 - * 観光キャンペーンなどの推進
 - * インバウンド事業の推進
- おもてなしの心の醸成
 - * 観光事業者の研修促進
 - * 銚子ボランティアガイド観光船頭会への支援

(4) 観光拠点や観光施設を整える

【基本方針】

観光客の多様なニーズに対応した、観光施設の整備を図るとともに、観光案内板や駐車場の設置など、観光地としての環境整備に取り組みます。

観光協会や関係団体との連携を強化するとともに、新たな観光拠点の整備について検討し、通年型・滞在型・体験型観光への転換を図り、魅力ある観光地に向けた取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- 観光施設などの整備推進
 - * 観光案内板整備事業
- 観光協会などとの連携強化
 - * 銚子市観光協会事業費補助（銚子市観光協会への支援）
- 新たな観光拠点の整備検討

6 雇用環境の向上のために

【現況と課題】

勤労者を取り巻く環境は、技術革新や高度情報化、産業構造の変化や就業形態の多様化が進むなど大きく変わりつつあります。

勤労者についても、少子高齢社会の進展とともに、高齢化や女性の社会進出が進み、ニート問題に代表されるような、勤労者自身の就業に対する意識も変化しつつあります。

勤労者の生活の安定と向上のためには、高齢者や障害者などの就業機会の確保を行うとともに、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを進める必要があります。

また、新規学卒者の地元就職の促進や、UJイターン希望者の受け入れに対する支援を行うなど、円滑な雇用の促進に努め、安全で働きやすい職場環境づくりに向けた積極的な支援が必要です。

6 雇用環境の向上のために

- (1) 雇用環境の向上を図る
 - 雇用機会の拡大と雇用状況の改善
 - 労働環境の向上促進

(1) 雇用環境の向上を図る

【基本方針】

勤労者の生活の安定と向上のため、国や県と連携して雇用機会の拡大に努めるなど、雇用状況の改善に向けた取り組みを進めます。

各企業の労働条件の改善を促していくとともに、福利厚生事業など、勤労者福祉対策の充実を図ります。

また、新規学卒者などに対する就職情報の提供により、地元就業を促進します。

【主な取り組み】

雇用機会の拡大と雇用状況の改善

* 銚子市共同職業訓練センター事業

* 就職情報の提供

労働環境の向上促進

* 銚子市勤労者福祉推進協議会事業費補助

第4章 うるおいのある快適な環境づくり

1 豊かな自然とふれあえるまちであり続けるために

- (1) 自然を守り、次代へ残す
- (2) 自然に親しめる空間づくりを進める

2 循環型社会を築くために

- (1) ごみの減量化や適正な処理を進める
- (2) 環境にやさしい産業活動を促す

3 きれいなまちであり続けるために

- (1) 環境への意識を高め、まちの美化活動を推進する
- (2) 環境保全対策を進める

4 安全・安心なまちであり続けるために

- (1) 自然災害に強いまちをめざす
- (2) 消防及び救急・救助体制を整える
- (3) 交通事故のない安全なまちをめざす
- (4) 防犯体制の強化と消費者保護の推進を図る
- (5) 危機管理の取り組みを強化する

5 ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを進めるために

- (1) ユニバーサルデザイン化を進める

1 豊かな自然とふれあえるまちであり続けるために

【現況と課題】

自然と調和した、やすらぎのある都市環境がこれまで以上に求められる時代となっています。自然とふれあい、共生していく生活スタイルは、子どもたちのこころ豊かな人間性を育てるためにも大切です。

本市は、三方を太平洋や利根川に囲まれ、海岸線を中心に県を代表する数多くの景勝地と豊かな緑地に恵まれています。

これらの自然景観や緑地については、次代へ引き継いでいく市民共有の財産として積極的な保全を図るとともに、市民や来訪者の憩いの空間、自然体験、レクリエーションの場としての活用が求められています。

そのため、犬吠埼、君ヶ浜など美しい海岸風景や、愛宕山からの眺望などの保全に努めるとともに、海岸や河川の整備を進め、それらと一体となった水辺環境づくりや、遊歩道・サイクリングロードなど、自然とのふれあいの場の整備に取り組んでいく必要があります。

1 豊かな自然とふれあえるまちであり続けるために

- (1) 自然を守り、次代へ残す
 - 自然景観の保全
 - 緑地の保全
 - 多様な生態系の把握・保全

- (2) 自然に親しめる空間づくりを進める
 - 水辺空間の整備・活用
 - 自然とのふれあいの場の整備

(1) 自然を守り、次代へ残す

【基本方針】

犬吠埼や君ヶ浜などの美しい海岸風景、愛宕山から眺望する自然景観、丘陵部を中心として豊かに広がる緑地など、本市の有する豊かな自然環境を、次代に引き継ぐ貴重な財産として、市民と一体となって保全します。

【主な取り組み】

- 自然景観の保全
 - * 君ヶ浜しおさい公園などの風致保全事業
- 緑地の保全
- 多様な生態系の把握・保全

(2) 自然に親しめる空間づくりを進める

【基本方針】

護岸修景や広場など、海岸の環境整備や河川の整備を進めることにより、憩いの場としての水辺空間の活用を進めます。

また、自然とのふれあいの場として、市民農園を整備するほか、遊歩道・サイクリングロードの整備を促進します。

【主な取り組み】

- 水辺空間の整備・活用
 - * 利根かもめ大橋周辺整備事業（利根川河口周辺拠点地区整備計画）
 - * 屏風ヶ浦海岸護岸の整備促進
 - * 小河川の整備
- 自然とのふれあいの場の整備
 - * 県道銚子公園線など臨海道路の環境整備促進
 - * 遊歩道、サイクリングロードの整備促進
 - * 犬吠埼園地の整備促進
 - * 市民農園整備事業

2 循環型社会を築くために

【現況と課題】

今日の環境問題は、大量消費による廃棄物の増大や、自動車公害、生活排水など、人々の社会活動にともなう環境への負荷が主な原因となっています。このため、環境に配慮した循環型社会の構築に向けた取り組みが重要となっています。

一般廃棄物については、家庭ごみの分別収集や資源廃棄物の集団回収を行うなど、ごみの減量化・再資源化に努めています。また、ごみ処理については、ダイオキシン類の発生防止、リサイクルの推進及びコストの縮減を図るため、市域を越えた広域的な共同処理を行う必要があります。

一方、事業活動においては、生産、流通、消費などすべての過程において、資源やエネルギーの省力化や循環的利用を進めるとともに、自然エネルギーの活用など、自然環境との調和に努めることが大切です。

2 循環型社会を築くために

- (1) ごみの減量化や適正な処理を進める
ごみの再資源化・減量化の推進
ごみ処理施設などの整備充実

- (2) 環境にやさしい産業活動を促す
自然エネルギーの活用・導入促進
環境にやさしい産業活動の促進

(1) ごみの減量化や適正な処理を進める

【基本方針】

分別収集の適正化や、資源ごみの再生利用などによるごみの減量化を進めるとともに、収集体制の充実に努めます。

ごみ処理施設については、ごみ処理広域化計画に基づき、東総地区の 3 市によるごみ焼却施設の整備を行うとともに、既存施設の適切な維持管理に努めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
ごみ処理広域化施設整備事業	県の策定した「ごみ処理広域化計画」に沿って、本市、旭市及び匠瑛市で構成する東総地区で広域ごみ焼却施設の整備を行う

【主な取り組み】

- ごみの再資源化・減量化の推進
 - * ごみ分別収集事業
 - * ごみ分別徹底の啓発
 - * 資源廃棄物集団回収奨励事業
- ごみ処理施設などの整備充実
 - * 清掃センターの維持管理
 - * 最終処分場の維持管理
 - * 衛生センターの維持管理

(2) 環境にやさしい産業活動を促す

【基本方針】

省資源、省エネルギー型の社会づくりの一環として、風力発電など自然エネルギーについて、地域の景観や環境に配慮しながら、積極的な活用・導入促進を行います。

また、生産活動による環境負荷の軽減を図るため、ゼロエミッションなどの環境に配慮した産業活動を促進します。

【主な取り組み】

- 自然エネルギーの活用・導入促進
 - * 風力発電施設の設置促進
- 環境にやさしい産業活動の促進
 - * ゼロエミッションなどの促進
 - * エコアクション 21・ISO14001 の認証取得の促進

3 きれいなまちであり続けるために

【現況と課題】

人々の身近な生活環境の改善や美化に関しては、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが求められています。そうしたなか、学校・家庭・地域における美化活動などを通じて、子どもたちに、自然の大切さや、環境にやさしい日常生活の過ごし方を伝えることが大切です。

環境美化への取り組みとしては、ゴミゼロ運動やボランティア活動による海岸の一斉清掃など、きれいなまちづくり運動を展開しており、環境美化に対する意識も高まっています。今後は、教育の一環として環境学習などを積極的に取り入れ、市民ぐるみの環境美化活動の展開を図ることが重要です。

また、産業活動にともなう各種の公害や、家庭からの生活雑排水による河川の汚濁など、地域環境の悪化を防止するため、環境監視体制の強化を図るとともに、公害防止や環境保全の取り組みを強めていく必要があります。

廃棄物の不法投棄が悪質巧妙化しているなかで、不法投棄のパトロールや監視体制の強化など、その防止への取り組みが課題となっています。また、「都市宣言」の趣旨にもとづき、産業廃棄物最終処分場の集中立地を認めない活動及び廃棄物最終処分場の適正な管理指導を強めていく必要があります。

3 きれいなまちであり続けるために

- (1) 環境への意識を高め、まちの美化活動を推進する
環境に対する市民意識の啓発
環境美化の推進
- (2) 環境保全対策を進める
環境保全対策の推進
公害防止対策の推進
環境衛生対策の推進

(1) 環境への意識を高め、まちの美化活動を推進する

【基本方針】

自然の大切さや、環境にやさしい日常生活の過ごし方の知識習得など環境教育の充実を図ります。また、地域団体との連携により、地域の環境浄化活動やきれいなまちづくり運動などを推進し、市民意識の向上を図ります。

放置自動車の適正処理を行うなど、まちの環境美化を進めます。

【主な取り組み】

- 環境に対する市民意識の啓発
 - *きれいなまちづくり推進事業
 - *学校教育・社会教育のなかでの環境教育の充実
- 環境美化の推進
 - *放置自動車の適正処理
 - *暗渠・管渠及び側溝清掃事業

(2) 環境保全対策を進める

【基本方針】

きれいな住み良い環境を確保するため、「都市宣言」を基本に産業廃棄物最終処分場の集中立地を阻止するとともに、不法投棄を防止するため、監視・指導体制を強化します。

公害の実態把握、未然防止といった視点から関係機関と連携した総合的な環境保全対策を推進します。

また、し尿処理の適正化など、環境衛生対策を推進します。

【主要な事業】

事業名	事業内容
合併処理浄化槽設置助成事業（地域再生基盤強化交付金事業）	地域再生計画（水が澄み人が住むまち銚子再生計画）に基づき、下水道の未供用地区への合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善と河川及び海の水質保全を図る

【主な取り組み】

- 環境保全対策の推進
 - *環境監視員設置事業
 - *地域環境保全活動支援事業
 - *不法投棄監視カメラ設置事業
 - *産業廃棄物の適正処理の推進
 - *環境行政連絡協議会及び産業廃棄物及び土砂などの適正処理対策連絡会議を通じた関係機関との連携強化
- 公害防止対策の推進
 - *各種法令などの規制遵守の指導
 - *公害防止施設の整備に対する融資あっせん（意見書の提出）
 - *公害発生源の調査・指導の推進
 - *大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地下水汚染、地盤沈下、悪臭、有害化学物質などの環境調査測定及び環境対策の充実
- 環境衛生対策の推進
 - *し尿処理の適正化
 - *犬、ねこ等死体収集事業
 - *犬の登録・予防接種事業
 - *公衆浴場衛生対策・設備改善事業の補助
 - *公衆トイレ管理事業

4 安全・安心なまちであり続けるために

【現況と課題】

台風や地震などの自然災害、火災、交通事故、犯罪、消費者被害など、市民生活を脅かす危険やトラブルへの対策、未然防止に取り組むなど、安全で安心なまちづくりを進めていくことが大切です。

自然災害については、災害時における連絡体制の確立、自主防災組織の育成、沿岸部や河川、急傾斜地などにおける自然災害の防止対策を進める必要があります。

消防・救急体制については、火災予防の徹底、大規模災害などに備えた消防体制の確立、消防水利の充実、災害弱者への対応を図るとともに、救急・救助体制の充実により救命率を高めていくことが必要です。

交通安全対策としては、交通環境の整備と併せて、市民一人ひとりの交通モラルの向上が望まれています。

防犯、国民保護については、警察署や防犯ボランティアなどとの連携を図り、地域に根ざした防犯活動を推進するとともに、本市における国民の保護に関する計画の策定など国民保護体制を整備する必要があります。

消費生活の安定と向上については、消費者に対する啓発や消費生活相談の充実を図り、的確な消費生活情報の提供により、「自立した消費者」を育てていくことが課題です。

4 安全・安心なまちであり続けるために

- (1) 自然災害に強いまちをめざす
 - 防災対策の強化
 - 災害に強い基盤づくり
 - 防災意識の向上
- (2) 消防及び救急・救助体制を整える
 - 消防体制の充実
 - 消防水利の充実
 - 火災予防の推進
 - 救急・救助体制の整備
- (3) 交通事故のない安全なまちをめざす
 - 交通安全活動の推進
 - 交通安全施設の整備
 - 駐車場などの整備促進
- (4) 防犯体制の強化と消費者保護の推進を図る
 - 防犯対策の推進
 - 防犯組織体制の強化
 - 消費者の保護・育成
- (5) 危機管理の取り組みを強化する
 - 危機管理体制の強化

(1) 自然災害に強いまちをめざす

【基本方針】

災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制の確立を図ります。

地震や浸水などの自然災害による被害を防ぐため、住宅や公共施設などの耐震化、急傾斜地崩壊対策、治水対策などを進めます。

市民の防災意識の高揚を促し、地域における自主的な防災活動を活発化させるため、自主防災組織の育成を図るとともに、災害時にボランティアなどが円滑に活動できる環境の整備に努めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
銚子市防災行政無線再整備事業	津波警報や気象警報などの防災情報を住民に速やかに伝達することを目的とした現行の防災行政無線が老朽化したため、デジタル方式による高機能化を図りつつ再整備する
ハザードマップ作成事業	国や県が公表する利根川洪水浸水予想区域図などを基にハザードマップを作成・配布し、必要な防災情報をわかりやすく市民に伝える
住宅・建築物等の耐震化促進事業	地震に強いまちづくりを推進するため、学校を含む公共施設及び市営住宅の耐震診断、耐震改修、民間住宅の耐震診断に対する助成を行う

【主な取り組み】

防災対策の強化

- * 防災メール配信事業
- * 津波防災対策の推進
- * 災害対策用備蓄物資の購入
- * 緊急用浄水装置の配置
- * 災害見舞金などの支給

災害に強い基盤づくり

- * 総合流域防災事業（清水川）の整備促進
- * 河川の護岸整備及び浚せつなどの維持管理
- * 急傾斜地崩壊対策
- * 海岸高潮浸食防止対策の促進
- * 防災行政無線の維持管理

防災意識の向上

- * 自主防災組織結成の意識啓発

(2) 消防及び救急・救助体制を整える

【基本方針】

大規模地震や自然災害発生時に円滑な消防活動を展開するため、防災センター機能を有した消防庁舎を建設します。

また、消防力を高めるため消防車両などの整備、指令センターの円滑な運用に努めるとともに、火災予防対策を充実します。

さらに、救命率の向上を目指し、迅速・的確な救急救助活動を行うための体制整備に努めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
消防庁舎・防災市民センター整備事業	本市の防災拠点である消防庁舎の老朽に伴い、庁舎を移転新築するとともに防災市民センターを併設する

【主な取り組み】

- 消防体制の充実
 - * 消防ポンプ自動車等整備事業
 - * 指令センターの円滑な運用
- 消防水利の充実
 - * 耐震性防火水槽整備事業
- 火災予防の推進
 - * 火災調査体制の整備
 - * 防火指導の強化及び火災予防の普及啓発
 - * 災害弱者に対する防火安全対策の推進
- 救急・救助体制の整備
 - * 高規格救急車・高度救命用資機材等整備事業
 - * 救助工作車・救助資機材整備事業
 - * 救急救命士及び救助隊員の養成と研修の充実
 - * 応急手当の普及啓発活動の推進

(3) 交通事故のない安全なまちをめざす

【基本方針】

生涯にわたる交通安全教育の充実、交通安全思想の普及・徹底とともに交通安全施設の整備拡充を図り、交通事故のない安全なまちづくりをめざします。

また、市街地を中心とした民間駐車場の整備促進などにより、円滑な交通の確保や道路景観の向上に努めます。

【主な取り組み】

- 交通安全活動の推進
 - * 幼児、高齢者、外国人などに対する交通安全教室の実施
 - * 家庭を通じた交通安全思想の普及促進
 - * 交通安全運動の推進
 - * 民間団体の自主的な活動の促進
- 交通安全施設の整備
 - * 交通安全施設整備事業
 - * 交通安全施設の維持管理
- 駐車場などの整備促進
 - * 市内 J R 各駅の駐輪場整備の検討

(4) 防犯体制の強化と消費者保護の推進を図る

【基本方針】

犯罪の発生による市民の被害を未然に防止するため、町内外灯の設置を促進するなど、防犯対策に努めます。また、関係機関や民間団体と連携して防犯意識の高揚や防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、住民の連帯意識を高め、地域防犯活動を推進します。

消費者の保護・育成については、消費者教育や消費生活相談などを通じ、さまざまな被害の未然防止を図るとともに、生活情報を収集・提供し、消費者や消費者団体の自立を促進します。

【主な取り組み】

- 防犯対策の推進
 - * 町内外灯設置促進事業
 - * 防犯思想の普及
- 防犯組織体制の強化
 - * 自主防犯組織支援事業
 - * 防犯ボランティアの育成
 - * 地域安全活動の推進
 - * 防犯組合連合会の体制強化
- 消費者の保護・育成
 - * 消費生活相談の充実
 - * 消費者啓発の推進
 - * 消費者団体の自立支援

(5) 危機管理の取り組みを強化する

【基本方針】

自然災害など、不測の事態に迅速かつ的確に対処するため、危機管理の取り組みを強化します。

また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、本市における国民の保護に関する計画の策定など国民保護体制を整備します。

【主要な事業】

事業名	事業内容
銚子市国民保護計画の策定	平成16年6月成立の「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、本市における国民の保護に関する計画を策定する

【主な取り組み】

- 危機管理体制の強化
 - * 危機管理懇談会の運営

5 ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを進めるために

【現況と課題】

すべての人々が安全で快適な日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしいまちづくりを推進していくことが課題となっています。

そのため、道路・公園などの公共施設、交通機関、住宅など、まちのあらゆる空間や施設において、段差の解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化を進め、市民が日常生活に不便を感じることなく、自由に活動できる環境づくりが必要です。

また、他者への配慮や思いやりのところなどを醸成していくことも重要で、そうした面での啓発活動とともに、市民、事業者、行政が一体となった取り組みが求められています。

本市では、外国人居住者の増加についても考慮し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、外国人居住者にとっても暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

5 ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを進めるために

- (1) ユニバーサルデザイン化を進める
 - ユニバーサルデザイン化の推進
 - 既存施設のバリアフリー化の推進

(1) ユニバーサルデザイン化を進める

【基本方針】

市民一人ひとりが、いたわりのこころを持ち、年齢、性別、国籍、身体状況などに関わらず、誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

また、「自転車を放置しない」「段差のあるところで困っている人に手を貸す」など、お互いに助け合い、支え合う思いやりの精神を大切にする「こころのユニバーサルデザイン」を推進します。

【主な取り組み】

ユニバーサルデザイン化の推進

* 人にやさしいまちづくりの推進

* 普及啓発活動の推進

既存施設のバリアフリー化の推進

* 既存の公共施設などのバリアフリー化の推進

第5章 機能的で魅力ある都市づくり

1 個性を生かしたまちづくりを進めるために

- (1) 新たな時代に対応する都市づくりを進める
- (2) にぎわいのあるまちの再生を図る
- (3) 新たな交流拠点を創出する

2 快適な生活基盤を整えていくために

- (1) 利便性の高い道路づくりを進める
- (2) 公園整備とまちの緑化を進める
- (3) 良好な住宅を整える
- (4) 安全で良質な水を供給する
- (5) 適正な下水処理を進める
- (6) 公共施設の計画的な改修・整備を進める

3 情報通信網の整ったまちづくりを進めるために

- (1) 情報ネットワークを整える

4 交通網の広がりにより交流を盛んにするために

- (1) 広域幹線道路網を整える
- (2) 鉄道・バス交通のサービス向上を図る

1 個性を生かしたまちづくりを進めるために

【現況と課題】

市民の誰もが安心して暮らせる、人にやさしいまちづくりを進めるとともに、魅力ある自然や伝統文化、風土など、本市の個性を生かした、うるおいのあるまちづくりが求められています。

本市は東総地域の拠点として、古くから商業・業務機能などの集積がみられ、にぎわいと活気ある都市として発展してきました。しかし、市の周辺部における開発の進展などによる住宅地の拡散と中心市街地の空洞化が進みつつあることや、人々の生活圏の拡大に伴う近隣他市町への人口流出が進んだことなどにより、市全体の活力が失われつつあり、まちの活性化が大きな課題となっています。

このため、近年における産業構造の変化や、高度情報化、住民生活の広域化など時代の変化を視野に入れ、東総地域はもとより県内、首都圏での本市の果たすべき役割やあり方を見極め、新しい時代に対応した中心市街地の整備や、新たな広域交流拠点の整備など、多くの人を惹き付ける魅力的で個性的なまちづくりを進めていく必要があります。

また、人にやさしい個性的なまちづくりを進めるに当たっては、適正な土地利用を進めるとともに、総合的な視野に立った都市計画の見直しを行う必要があります。

1 個性を生かしたまちづくりを進めるために

- (1) 新たな時代に対応する都市づくりを進める
新たな時代に対応する適切な都市計画の推進
都市計画に基づくまちづくりの推進
- (2) にぎわいのあるまちの再生を図る
伝統文化や風土を生かしたまちづくりの推進
中心市街地活性化に向けた取り組み
- (3) 新たな交流拠点を創出する
広域交流拠点の整備促進

(1) 新たな時代に対応する都市づくりを進める

【基本方針】

自然環境の保全と地域にふさわしい開発との調和を基本とし、人と自然が共生できるよう、適正な土地利用を進めます。

また、新たな視点に立ったまちづくりの基本を市民の合意形成のもとで確立し、個性的で魅力あるまちづくりを進めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
都市マスタープラン策定事業	土地利用、各種施設の整備目標、産業構造、自然環境などの将来ビジョンを明確化した都市マスタープランを策定する

【主な取り組み】

新たな時代に対応する適切な都市計画の推進

* 既存の都市計画の見直し

都市計画に基づくまちづくりの推進

* 都市計画道路整備プログラム策定事業

(2) にぎわいのあるまちの再生を図る

【基本方針】

まちの歴史や伝統を大切にするとともに、豊かな自然や素晴らしい食文化など、銚子ならではの魅力を再認識するとともに、独創性に富んだ、にぎやかさと風格のあるまちづくりに努めます。

中心市街地については、地域の住民や事業者などの意向を反映しながら、創意と工夫による新しい時代に対応した活性化の方策を検討します。

【主な取り組み】

伝統文化や風土を生かしたまちづくりの推進

* 歴史的建造物の調査と保存整備の検討

中心市街地活性化に向けた取り組み

(3) 新たな交流拠点を創出する

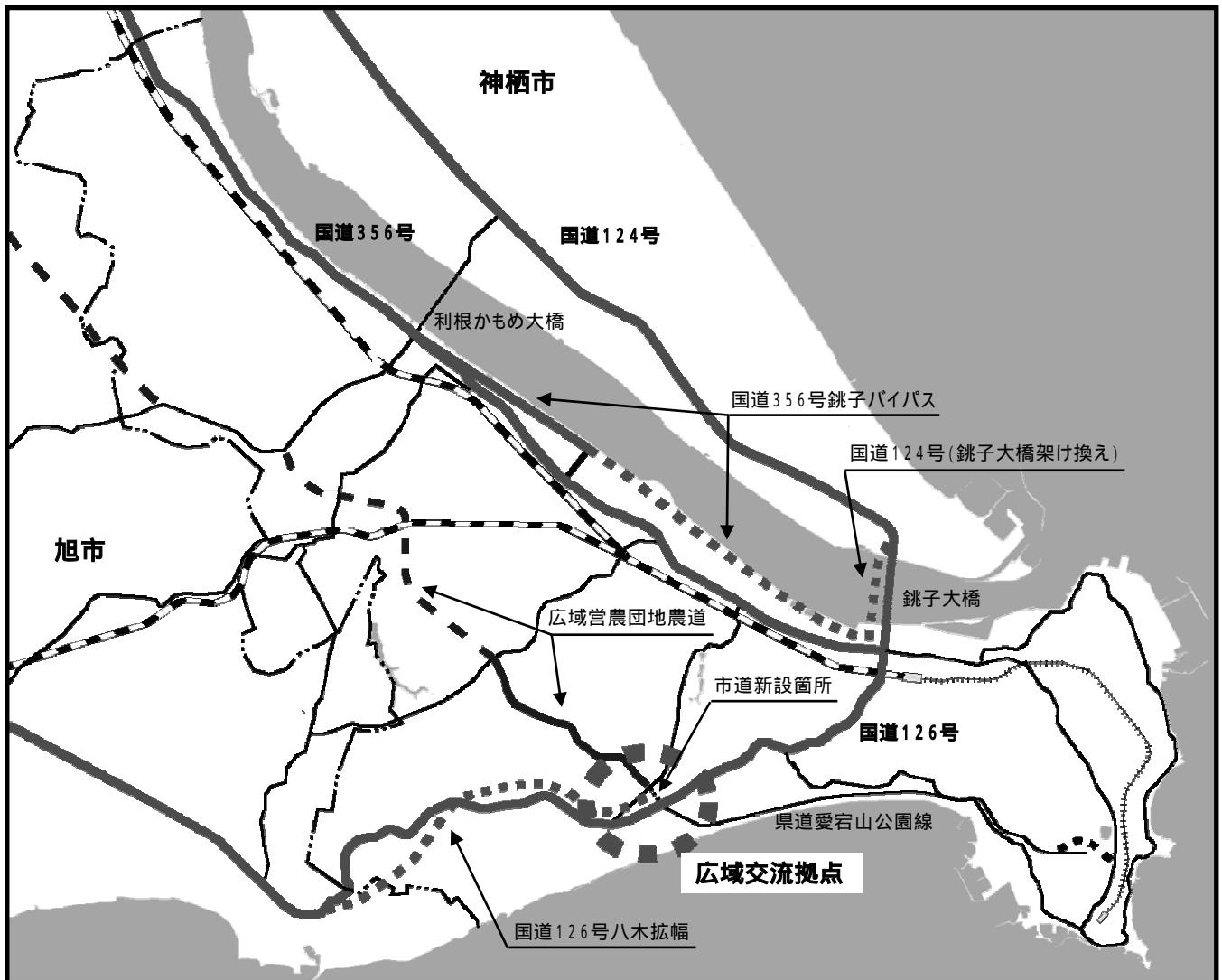
【基本方針】

国道126号から県道愛宕山公園線が分岐する交差点の周辺地区については、広域営農団地農道と接続する市道の整備を進めているほか、現在計画されている国道126号八木拡幅の起点となっています。これらの道路網の整備に伴い、市内外へのアクセスが容易になることから、当該地区を広域交流拠点として位置付けます。

広域交流拠点は、周辺環境との調和を図りながら、その地理的優位性を活かし、市外からも多くの人々を惹き付ける、広域的な商圈を対象とした商業施設や良質なアミューズメント施設などの集積を促進します。また、中心市街地との連携・機能分担を図りながら、新たな賑わいの拠点として、人々の交流やゆとりの場を創出します。

【主な取り組み】

広域交流拠点の整備促進



2 快適な生活基盤を整えていくために

【現況と課題】

道路、公園、住宅、上下水道は、人々の日常生活の基盤となる施設であり、快適な生活環境づくりとともに、高度情報化や産業構造の変化など、新しい時代に対応できるよう総合的な整備を進めていくことが大切です。

市内の道路については、交通の円滑化、まちの美化・景観への配慮など、快適な居住環境の形成などに向け、質の高い整備をしていく必要があります。

公園・緑地については、質・量ともにその充実が課題となっており、市民が憩い、やすらぐことのできる公園の整備が求められています。

公営住宅については、施設の老朽化への対応やバリアフリー化など質の向上が課題となっています。

上水道は、安全で良質な水を安定供給するため、老朽化施設の更新・耐震化などの整備を行い、水源の保全や水質の管理に努める必要があります。また、下水道については、今後も処理区域の拡大を図るとともに、水洗化の普及促進や施設の適切な維持管理が必要とされています。

2 快適な生活基盤を整えていくために

- (1) 利便性の高い道路づくりを進める
国・県道の整備促進
市道などの整備
- (2) 公園整備とまちの緑化を進める
新たな公園の整備
既設公園の整備と維持管理
緑化の推進
- (3) 良好な住宅を整える
公営住宅の整備・改修の推進
- (4) 安全で良質な水を供給する
生活・産業用水の安定供給
水質保全と管理の充実
- (5) 適正な下水処理を進める
公共下水道処理区域の整備
施設の改築更新
施設の維持管理
下水道の利用促進
- (6) 公共施設の計画的な改修・整備を進める
公共施設の計画的な改修・整備の推進

(1) 利便性の高い道路づくりを進める

【基本方針】

市外へのアクセスなど、広域的な視点に立った道路網の整備を促進するとともに、市街地における円滑な交通の確保を図ります。

また、安全で快適な歩行空間の創出にも配慮した道路交通体系の確立をめざします。

【主要な事業】

事業名	事業内容
市道改良整備事業（まちづくり交付金事業）	第65回国民体育大会に向けて、銚子市野球場へのアクセス道路として整備を行うとともに、地域間を結ぶ幹線道路として歩道のバリアフリー化を行う
市道整備事業（道整備交付金事業）	地域再生計画（東総・海と台地活性化計画）に基づき、県道愛宕山公園線から国道126号を經由し、広域農道へ連結する市道の整備を行う

【主な取り組み】

- 国・県道の整備促進
 - * 県道銚子公園線の整備促進
 - * 県道愛宕山公園線の整備促進
- 市道などの整備
 - * 小浜地区地域排水施設整備事業
 - * 市道舗装等改良事業
 - * 市道排水整備事業（側溝の整備）
 - * 私道整備の補助
 - * 踏切道改良事業費の負担
 - * 道路台帳の整備

(2) 公園整備とまちの緑化を進める

【基本方針】

新たな公園の整備や緑化の推進により緑の空間の創出に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った既設公園の改修を進めます。

また、公園の計画づくりや施設の管理・運営に市民の積極的な参画を促します。

【主要な事業】

事業名	事業内容
清川町第二公園整備事業（まちづくり交付金事業）	千葉県の一級河川清水川河畔整備事業に併せ、同河畔に親水公園を整備する
河岸公園整備事業（まちづくり交付金事業）	利根川の旧渡船場周辺の漁港施設と一体化した施設として整備する
前宿町公園駐車場改良事業（まちづくり交付金事業）	公園利用者の駐車需要に対応するため、駐車場の整備を行う

【主な取り組み】

- 新たな公園の整備
 - * 学区ごとの公園整備の検討
 - * 長塚緑地整備事業
- 既設公園の整備と維持管理
- 緑化の推進
 - * みどりの基本計画策定事業
 - * 街路緑地の維持管理
 - * 緑化の普及啓発活動の推進

(3) 良好な住宅を整える

【基本方針】

多様なニーズに対応した良好な住環境の形成を促進します。

公営住宅については、少子・高齢化への対応や定住促進などを視野に入れながら、再編整備と改修を進めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
市営住宅外壁改修事業（地域住宅交付金事業）	外壁の劣化が顕著となっている中層市営住宅の外壁改修工事を計画的に実施する

【主な取り組み】

- 公営住宅の整備・改修の推進
 - * 市営住宅建設事業
 - * 市営住宅の維持管理

(4) 安全で良質な水を供給する

【基本方針】

安全で良質な水を安定して供給するため、適正な水質管理に努めるとともに、老朽化が顕著となっている本城浄水場をはじめとする水道施設の更新計画を策定し、施設の整備に努めます。また、効率的な運営により経営の健全化を図ります。

【主な取り組み】

- 生活・産業用水の安定供給
 - * 導水管整備事業
 - * 配水管整備事業
 - * 本城浄水場更新基本プラン作成事業
- 水質保全と管理の充実
 - * 水質検査設備整備事業

(5) 適正な下水処理を進める

【基本方針】

河川及び海などの公共用水域の水質保全や市街地の良好な環境づくりのため、下水道の計画的な整備を進めるとともに、普及促進に努めます。

また、下水処理施設については、計画的な整備を行うとともに、性能発注に基づく包括的民間委託により、事業の効率化を図ります。

【主要な事業】

事業名	事業内容
公共下水道建設事業（地域再生基盤強化交付金事業）	地域再生計画（水が澄み人が住むまち銚子再生計画）に基づき、下水道の整備区域を拡大し、生活環境の改善と河川及び海の水質保全を図る
芦崎終末処理場改築更新事業	老朽化の著しい芦崎終末処理場の改築更新を行い、施設の適切な維持管理を行う

【主な取り組み】

- 公共下水道処理区域の整備
- 施設の改築更新
- 施設の維持管理
 - * 管渠の維持管理
 - * 豊里住宅団地下水道処理施設の維持管理
 - * 維持管理業務の包括的民間委託の推進
- 下水道の利用促進
 - * 下水道の利用促進の P R

(6) 公共施設の計画的な改修・整備を進める**【基本方針】**

公共施設などについては、限られた財源を有効に活用するためにも、社会情勢の変化や住民のニーズを踏まえ、各施設の必要性について十分検討し、優先度・緊急度を見極めながら計画的な改修・整備を行います。また、公共施設の建設に当たっては、地域間のバランスを考慮した上で、適正な配置について検討を行います。

【主要な事業】

事業名	事業内容
庁舎改修事業(空調設備改修工事)	老朽化の著しい庁舎の空調設備を改修する

【主な取り組み】

公共施設の計画的な改修・整備の推進

3 情報通信網の整ったまちづくりを進めるために

【現況と課題】

情報通信技術の飛躍的な進歩は、生活面における市民ニーズを多様化させるなど、人々の生活に大きな変化をもたらしています。また、経済面では、その技術を活用した新たな産業活動の創出による活性化が期待されています。

本市は首都圏にありながら、広域幹線道路網の整備の遅れが産業の発展をはばむ要因として言われ、その克服が課題とされてきました。しかし、情報社会の進展のなかで、情報に関する格差はなくなりつつあります。これからは、住民ニーズに対応できる都市機能の整備とともに、本市についての情報を、広く県内外へ発信できるような情報基盤の整備とシステムづくりが求められています。

また、市民と行政のコミュニケーションの活性化に向け、市民のニーズ把握に努めるとともに、地域に有用な情報を幅広く収集し、市民に提供していくことも重要な課題です。

そのため、ケーブルテレビやインターネットなどの情報通信基盤の整備を更に進めていく必要があります。

3 情報通信網の整ったまちづくりを進めるために

- (1) 情報ネットワークを整える
 - 情報通信基盤の整備
 - 地域情報化の推進

(1) 情報ネットワークを整える

【基本方針】

生活、文化、産業などさまざまな面で高度情報都市として発展していくために、その基盤となる情報通信基盤の整備を促進します。

また、市民・企業・行政間の情報交流や、コミュニケーションが活発に行われるよう、情報ネットワークの整備を進めます。

【主な取り組み】

情報通信基盤の整備

＊地域公共ネットワークの構築

地域情報化の推進

4 交通網の広がりにより交流を盛んにするために

【現況と課題】

生活圏の広域化への対応と、バランスの取れた地域の発展のために、道路やバス・鉄道などの公共交通機関の重要性はますます高くなっています。また、交流人口の増加と市の活性化のために、これらを結んだ広域交通ネットワークの充実が望まれています。

本市の活性化に欠かせない広域幹線道路として、その完成が望まれている銚子連絡道路は、平成18年3月に松尾横芝IC（インターチェンジ）から横芝光ICまでの区間が共用開始となり、光町（現横芝光町）から八日市場市（現匝瑳市）までが整備区間に指定されていますが、銚子までの早期事業化が最重要課題となっています。

また、市外との密接な連携を図るうえでの重要な幹線道路として、国道や県道がその役割を担っていますが、これらの道路については交通量への対応が難しくなっており、道路機能の充実とともにバイパス整備を行うなど、抜本的な対応が望まれています。

市内の公共交通機関としては、鉄道がJR、銚子電気鉄道、路線バスは千葉交通、関東鉄道が運行されているほか、東京方面へ向けて高速バスが運行されています。

バス路線については、規制緩和により路線の整理統合が進むことも予想され、現行の運行体制の維持を図りながらも、行政主体のバス運行について検討する必要があります。

4 交通網の広がりにより交流を盛んにするために

- (1) 広域幹線道路網を整える
銚子連絡道路の整備促進
国・県道の整備促進
- (2) 鉄道・バス交通のサービス向上を図る
地域公共交通網の整備

(1) 広域幹線道路網を整える

【基本方針】

東京方面へのアクセスの多様性を確保するため、地域の活性化に欠かせない銚子連絡道路の整備促進を図ります。

そのほか、国道124号（銚子大橋）及び国道356号銚子バイパスの早期完成と、国道126号八木拡幅など、主要幹線となる国道及び県道の整備を促進します。

【主な取り組み】

- 銚子連絡道路の整備促進
- 国・県道の整備促進
 - * 国道124号（銚子大橋）の整備促進
 - * 国道356号銚子バイパスの整備促進
 - * 国道126号八木拡幅の整備促進
 - * 主要地方道多古笹本線の整備促進
 - * 主要地方道銚子海上線の整備促進

(2) 鉄道・バス交通のサービス向上を図る

【基本方針】

効率的な広域交通網の整備の一環として、JR線については、運行ダイヤの改正、複線化、駅施設の改修などについて関係機関に要望を行うなど、輸送時間の短縮やサービスの向上を促進します。

銚子電気鉄道については、公共交通としての役割とともに、本市の観光シンボルとして重要な役割を果たしており、存続に向けた検討を行います。

バス路線についても、現行路線の維持を図りながら、新たな視点に立った総合的な公共交通のあり方について検討します。また、高速バスについては運行の充実を促進します。

【主な取り組み】

- 地域公共交通網の整備
 - * 地域公共交通対策の総合的な検討
 - * 銚子電気鉄道の運行維持対策の検討
 - * 銚子電気鉄道近代化設備整備費補助事業
 - * 観光資源としての銚子電気鉄道支援策の検討
 - * 地方バス路線運行維持費補助事業
 - * JR線のダイヤ改正及び鉄道施設整備の促進

基本計画の実現に向けて

1 参加と協働による地域社会をつくるために

- (1) 開かれた行政づくりを進める
- (2) まちづくり活動を支援する

2 男女共同参画社会を実現するために

- (1) 男女がともに尊重し合える社会をつくる

3 柔軟な行政システムを確立するために

- (1) 機能的、効率的な行政組織機構をつくる
- (2) 財政運営の健全化を進める

4 広域連携を推進するために

- (1) 広域行政を進める
- (2) 地域間の交流を積極的に進める

1 参加と協働による地域社会をつくるために

【現況と課題】

多様化する住民のニーズに的確に応え、魅力的なまちづくりを進めるには、市民の意見・意欲を積極的に活用していく必要があります。そのためには、行政情報のわかりやすい伝達と意見の交換を行いながら、市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組むシステムづくりが重要です。

本市では、広報紙やインターネットによる各種行政情報の発信のほか、市政座談会、市政提案箱などの広報・広聴活動を推進していますが、近年の情報機器の発達や普及に伴い、行政と市民の間における情報の双方向性をより充実したものにすることが今後の課題となっています。なお、行政情報を公開する際には、プライバシーや人権に配慮するとともに、市民が利用しやすいシステムづくりや環境づくりに努める必要があります。

市民との協働については、行政とボランティア団体、NPO、民間企業などが相互理解のもとにパートナーシップを築き、より積極的に連携しながら多様化する地域課題に対応していくことが期待されています。

このため、市民自らが地域の課題に取り組み、信頼と助け合いの輪を広げるコミュニティづくりも重要な課題です。ボランティアやNPO活動などを通して、市民一人ひとりが地域社会の一員としての意識やお互いの連帯感を強めるとともに、経済・雇用・少子化・高齢化や環境問題への対応といった分野で地域社会を支える仕組みを定着させるなど、まちづくりに参加するための体制づくりが必要です。

1 参加と協働による地域社会をつくるために

- (1) 開かれた行政づくりを進める
 - 広報・広聴活動の充実
 - 情報公開の推進
 - 個人情報の保護
- (2) まちづくり活動を支援する
 - コミュニティ活動やまちづくり活動に対する支援
 - NPO・ボランティア団体の育成支援
 - コミュニティ施設の整備促進

(1) 開かれた行政づくりを進める

【基本方針】

開かれた市政を実現し、市民の市政に対する信頼を築くため、市政運営に関する情報公開をより一層進めるとともに、わかりやすい多様な手段による広報・広聴活動に努めます。

さらに、市民の意見・要望などを把握するため、市政座談会、市政提案箱、市民意識調査などを通じて市民との対話と協調を図ります。

【主な取り組み】

- 広報・広聴活動の充実
 - * 市政座談会などの開催
 - * 市政提案箱・市政提案メールの活用
 - * 市民相談などの各種相談の充実
 - * 広報紙などの発行物の内容充実
 - * 広報活動へのインターネットの活用
 - * マスメディア活用の推進
 - * 市勢要覧の発行
 - * 市民意識調査などの実施
- 情報公開の推進
 - * 市民情報コーナーの設置
- 個人情報の保護

(2) まちづくり活動を支援する

【基本方針】

町内会活動をはじめとする地域コミュニティの活性化を図るとともに、福祉をはじめ、環境、教育、文化、まちづくりなど、さまざまな分野での市民活動を促進します。

また、コミュニティ活動の輪を広げるため、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、これらの活動拠点の整備や学習機会の拡充に取り組みます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
市青年館整備事業	地元町内会などから譲渡の希望があれば、一定額を限度に補修を行い譲渡する。また、廃館の希望があれば解体工事を行う

【主な取り組み】

- コミュニティ活動やまちづくり活動に対する支援
- NPO・ボランティア団体の育成支援
- コミュニティ施設の整備促進

2 男女共同参画社会を実現するために

【現況と課題】

女性の社会進出の増大や核家族化が進むなか、社会環境の変化とともに女性の生き方や価値観も多様化してきており、男性も女性も、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。また、年齢・障害・国籍などの差別や暴力をなくし、すべての人が豊かに生きることのできる社会づくりが必要です。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受できる社会づくりが定義づけられた後、「男女雇用機会均等法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正などの法的整備が進められました。

しかし、人々の意識や社会の慣習のなかには、依然として固定的な性別による役割分担意識にもとづく偏見やしきたりなどが残っており、女性の主体的な生き方の実現を難しくしている場合があります。

今後も引き続き、さまざまな機会を通じて男女共同参画意識の向上を図ることが必要です。女性が働きやすい就労条件・就労環境の整備を促進するほか、市政や地域づくりのあらゆる面で女性の意見を積極的に反映させるなど、男女がそれぞれ社会の対等な構成員として、あらゆる分野へ共同参画できる社会環境の整備が求められています。

2 男女共同参画社会を実現するために

(1) 男女がともに尊重し合える社会をつくる

男女共同参画社会に向けての啓発・普及
男女共同参画のための環境づくりと推進体制の整備
DVなどの暴力の根絶に向けた取り組み

(1) 男女がともに尊重し合える社会をつくる

【基本方針】

男女共同参画社会の実現をめざし、様々な差別の解消や女性の自立を高める啓発活動の充実に努めるとともに、子育て支援や女性の社会参加を支援する取り組みを、国や県、市民団体や企業など様々な主体と協働し、連携を深めながら、男女がともに家庭、職場、地域社会などで能力や個性を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

また、人権問題の正しい理解と認識を深める教育活動を行います。

【主要な事業】

事業名	事業内容
銚子市男女共同参画計画の策定	男女共同参画社会を実現するための施策を体系的・総合的に推進するため、基本的な計画を策定する

【主な取り組み】

- 男女共同参画社会に向けての啓発・普及
 - * 広報・啓発活動の実施
 - * 男女共同参画についての学習機会の充実
- 男女共同参画のための環境づくりと推進体制の整備
 - * 審議会などへの女性の積極的登用
 - * 男女が共に活躍できる地域づくりへの支援
- DVなどの暴力の根絶に向けた取り組み
 - * DV相談員の配置

3 柔軟な行政システムを確立するために

【現況と課題】

少子・高齢化や情報化の進展などによる社会経済情勢の変化や、価値観・ライフスタイルの多様化などが進み、市民の行政に対する要望も複雑化してきています。

また、地方分権の進展など、地方公共団体を取りまく環境が大きく変化しており、市民サービスの向上を図るためには、既存の枠組みや従来の発想にとられない柔軟な姿勢で、サービス精神と経営感覚に立脚した行政運営を進めていくことが重要です。

行政改革については、分権型社会に対応するためにも、自らの責任においてさらなる行政改革を進め、今後も簡素で効率的な行政体制を構築する必要があります。

一方、長引く景気低迷や少子・高齢化の進展などにより、国・県の厳しい財政状況を反映して補助金が削減されるとともに、三位一体改革により国から地方への税源移譲が行われるなかで、税収の安定・確保の重要性がさらに増していることから、事務事業の見直しによる経常的経費の削減のほか、行政効果が最大限発揮できるような事業選択など重点的予算配分が求められています。

今後、税務や戸籍事務における新たな電算処理システムの整備、組織・機構の簡素効率化、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進、広域行政の展開など行財政全般にわたる改革を計画的に進めるとともに、行政活動を評価する体制づくりも必要です。

また、高度情報化に対応した事務事業のシステム化、ネットワーク化を一層進めるなど、急速に進展する情報通信技術を積極的に導入・活用する必要があります。

3 柔軟な行政システムを確立するために

(1) 機能的、効率的な行政組織機構をつくる

- 組織機構の整備
- 事務事業の見直し
- 行政情報化の推進
- 職員の育成と研修の充実

(2) 財政運営の健全化を進める

- 財政基盤の強化
- 遊休施設などの有効活用
- 民間活力の導入検討
- 行政評価システムの導入検討

(1) 機能的、効率的な行政組織機構をつくる

【基本方針】

地方分権の進展に対応した自主的・主体的な行政運営のため、行政の責任範囲を見直すとともに、受益と負担の公平性の確保を基本とした効率的な行政運営体制の整備に努めます。

そのため、組織や機構の整備、事務事業の整理合理化、指定管理者制度の導入及び民間委託の推進など、更なる行政改革を推進します。

また、戸籍事務のコンピュータ化、電子調達システム、統合型地理情報システムを導入するなど、行政事務の情報化を進め、事務処理の効率化・簡素化を図るとともに、市民サービスの向上と電子自治体の推進に努めます。

【主要な事業】

事業名	事業内容
戸籍事務コンピュータ化業務委託	戸籍の届出書受理、編製、記載、証明書交付等戸籍関連事務の一元化を図る
電子調達システム共同利用	電子入札、入札参加資格申請、入札情報サービス、名簿管理、業務進行管理システムを基本とする電子調達システムの導入を図る
統合型地理情報システム整備事業	都市計画基本図、道路台帳図、地番現況図などの、各課などで所有するアナログ図面をデジタル化し、統合型地理情報システムを構築する
固定資産税家屋評価システム整備事業	パソコンによる家屋評価システムを導入することにより、適正な評価と事務の軽減を図る

【主な取り組み】

組織機構の整備

- * フラット型、チーム型組織への移行の検討
- * 組織体制、事務分掌の見直し

事務事業の見直し

- * 事務事業の整理合理化
- * 指定管理者制度の導入
- * 民間委託などの推進
- * 顧問弁護士の活用（法律問題に関する指導及び助言）

行政情報化の推進

- * 銚子市情報化計画の策定
- * 行政情報化推進事業
- * 電子自治体の推進

職員の育成と研修の充実

（2）財政運営の健全化を進める

【基本方針】

財政基盤を強化するため、歳入の根幹となる市税収入については、適正な課税客体の把握と滞納整理の一層の充実強化を図り、自主財源の確保に努めます。また、国・県支出金や地方債などの効率的な活用に努めます。

市有財産については、適切な管理に努めるとともに、未利用施設などの有効活用を図ります。

事務事業の選択にあたっては、費用対効果を十分検討するとともに、財源の計画的・重点的な配分に努めます。また、PFI手法による施設整備や指定管理者制度の導入など、民間活力の積極的な活用を図ることにより、財政の健全化に努めます。

【主な取り組み】

財政基盤の強化

* 財源の確保

* 財政運営の健全化

* 市税等徴収補助員の設置

* 新たな収入増加策の検討

遊休施設などの有効活用

* 旧国民宿舎再利用計画の検討

民間活力の導入検討

* PFIなど民間活力の導入検討

行政評価システムの導入検討

4 広域連携を推進するために

【現況と課題】

交通体系の整備やごみ処理、消防・医療体制の充実など、自治体が抱える共通の課題に対して、近隣市町との連携による広域的な取り組みの重要性が高まっています。

現在、本市ほか2市で構成する東総地区広域市町村圏事務組合において、ごみ処理をはじめ、事務の広域化が進められているほか、利根川下流域首長会議（利根川サミット）では、利根川の水質浄化、河川敷の有効活用などに加え、一体的な地域振興策を図るための取り組みが進められています。

また、日常生活圏の広がりや行財政基盤強化の観点から、市町村合併の推進が大きな課題となっています。東総地域においては、平成の大合併の第一ステージとして、旧合併特例法のもとで新旭市、匝瑳市が誕生しており、新合併特例法の施行により第二ステージとして更なる市町村合併が進められようとしています。合併については、本市の今後の行財政運営に重要な影響を与える問題であるため、十分な議論と合意形成を図りながら取り組んでいくことが重要です。

さらに、地域の特性や独自性を生かし、従来の価値観にとらわれない新たな連携や交流を進めていくことも必要です。

4 広域連携を推進するために

- (1) 広域行政を進める
 - 広域行政の推進
 - 市町村合併の推進

- (2) 地域間の交流を積極的に進める
 - 地域間交流の推進
 - 交流機会の拡充

(1) 広域行政を進める

【基本方針】

東総地区広域市町村圏事務組合を構成する自治体を中心に、ごみ処理広域化の推進、医療連携、消防などの広域化の検討を進めるとともに、公共施設の広域利用などの連携に努めます。

また、利根川下流首長会議などを通じ、共通課題の解決と情報の共有化に努めるほか、広域行政のパートナーとしての連携についても検討を行います。

市町村合併については、今後も十分な論議を尽くし市民の合意形成を図りながら積極的な推進に努めます。

【主な取り組み】

広域行政の推進

- * 東総地区広域市町村圏計画の推進
 - * ごみ処理広域化の推進
 - * 医療連携、消防などの広域化の検討
- 市町村合併の推進

(2) 地域間の交流を積極的に進める

【基本方針】

産業、文化、観光など地域の特性を生かした幅広い交流事業を推進するため、国際会議や学会などの誘致を進めます。

また、市民レベルでの交流活動については、地域の活性化につながる市民の自主的・主体的な行動を促進します。

【主な取り組み】

地域間交流の推進

- * 地域の特性を生かした地域間交流の推進
- * 利根川下流域首長会議（利根川サミット）の運営
- * 国際会議などの誘致推進

交流機会の拡充

- * 市民レベルの交流活動の促進

資料編

銚子市総合計画基本構想「銚子ルネッサンス2025」（平成12年12月22日 議決）

目次

- 第1章 銚子市の将来像
- 第2章 都市づくりの理念
- 第3章 施策の大綱
- 第4章 リーディングプラン
- 第5章 構想実現の方策

第1章 銚子市の将来像

都市は長い時間の流れのなかで発酵し、醸成されて形づくられていきます。それは、時とそこに住む人間の営みが積み重なり、結晶化されていくからなのです。

銚子にも幾重にも積み重なった地層のように、時代時代の様相を映したさまざまな質感と色合いを持った都市としての蓄積があります。

かつて、銚子は江戸と東北地方を結ぶ水運の拠点として発展しました。その発展がもたらした商業や文化の繁栄、また、醸造業など伝統産業の発達や水産のまちとしての繁栄を私たちは知っています。

しかし、時代の変遷のなかで、銚子はこの輝かしい歴史や伝統を生かしきれず、その結果、近年の経済の大きな変革に立ち遅れ、総体的に停滞し、現在に至っています。

今、わが国は本格的な少子・高齢社会のなかで地方分権の進展など大きな変革の時代を迎え、人々の価値観は多様化し、個性や生きがい重視され、これまでとは異なる新しいまちづくりが求められています。

このような流れをみきわめ、かつての繁栄の歴史を新しい時代に再生するまちづくりが重要です。すなわち、人のこころと人の活動、産業・経済、都市のすがたなど多方面にわたる新しい感性と価値観に立脚した銚子の復活と再生「銚子ルネッサンス」の実現に向かって第一歩をしますことです。

1 将来像

本市の将来像を次のように定めます。

銚子ルネッサンス2025

ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市（まち）

「銚子ルネッサンス2025」は、これまでの歴史と伝統を新しい時代に受け継ぎ、きたるべき時代を展望し、いきいきとした人の活動と躍動するこころ、まちのにぎわいをつくりだし、都市の勢いを未来に向かって再生・発展させる決意を表します。

「ひとがときめき」は、市民一人ひとりが個性豊かに、創造性を持って、快適に、はつらつと生きることができ、誰もが輝いているまちをつくることを表します。

「海がきらめき」は、海的美しさを表すとともに、豊かな自然や海とのかかわりを大切にするこころを表し、海を越えて人ともとの情報が行き交う広く開かれた都市として栄えることを表します。

「未来輝く都市（まち）」は、銚子の歴史と文化を受け継ぎ、人の活動、産業が活発になり、新しい都市の魅力をつくりだすこと、新しい感性と価値観に支えられた地域社会をつくることを表します。

2 将来の目標人口

この基本構想の目標人口を次のように定めます。

平成37年(2025年)人口	78,000人
平成37年(2025年)交流人口	5,000,000人

3 土地利用

土地は、現在および将来にわたる限られた貴重な資源であり、住み、働き、学び、憩う人間活動の場を提供するものです。

自然との調和を図りながら、生活や産業などのさまざまな活動を安全、快適に行うことができるよう、合理的、効率的な土地利用をめざします。

都市的土地利用

市街地は、商業・業務機能の集積と街路や公園の整備などを図り、風格と魅力のあるまち並みづくりを進めます。

住宅地域では、地域の特性を生かしたうらおいのある景観形成などにより住みやすい居住環境をつくります。

工業用地、流通業務用地、港湾については、産業構造や物流機能の変化に的確に対応しながら産業の活性化につながる適切な配置を進め、緑化など環境との調和に配慮した土地利用をめざします。

自然的土地利用

海岸や利根川などの自然公園区域、風致地区のすぐれた自然を守り育て、豊かでうらおいのある自然景観づくりに努めます。

潮害防備、防風などの機能を持つ保安林を保全し、自然災害を防ぎ、緑豊かな景観をつくりだします。また、台地に広がる森林や緑地の保護と育成に努め、森林の持つ多様な機能を生かしていきます。

農地は生産基盤として整備を進め、優良農地の保全と活用を図ります。また、遊休農地については、市民農園など観光・レクリエーションの場としての利用を進め、人が農業にふれあう空間として活用します。

第2章 都市づくりの理念

「銚子ルネッサンス2025」の実現に向かって、次の3つを都市づくりの理念とします。

1 人と自然にやさしいまち

一人ひとりが豊かさを実感し、充実した生活を送ることのできるまちづくりをめざします。

人と人が助けあい、支えあう「人にやさしいまち」、恵まれた環境のなかで、自然と共生する「自然にやさしいまち」を実現し、市民一人ひとりがやすらぎと生きがいを感じるまちをつくります。

2 歴史と文化を大切にするまち

長い歴史と先人の努力の結晶として、今の銚子があります。この長い時間と人々の営みによってつくりあげた歴史と文化をさらに発展させていきます。

これまでの輝かしい銚子を新しい時代に再生し、未来に向かって躍動する「歴史と文化を大切にするまち」をつくります。

3 いきいきと活動できるまち

一人ひとりの市民がまちづくりの担い手であることを自覚し、個性をみがきながら、自由に活動し、そのハーモニーのなかでまち全体に活力があふれる「いきいきと活動できるまち」をつくります。

第3章 施策の大綱

1 安心とふれあいの暮らしづくり

少子・高齢化や女性の社会進出など、家庭や社会の環境が大きく変化しています。このような変化に対応し、誰もが健やかに安心して毎日の生活を送り、地域社会とのかかわりを持ちながら、互いに支えあい、ともに生きていける「安心とふれあいの暮らしづくり」を進めます。そのため、保健・医療・福祉の連携を深めながら、ボランティア活動など市民との協働によって多様な福祉サービスの充実を図ります。また、国民年金、各種保険制度など社会保障制度の円滑な運営を図るとともに、保健福祉基盤の充実に努めます。

健康は自分で守ることを基本として、生涯を通じてその時期に応じた保健サービスの充実を図るとともに、地域医療や救急医療の充実に努めます。

高齢者が地域社会の一員としての役割を担い、生きがいのある生活を送れるように、就業機会の提供など社会参加のための仕組みづくりに努めるとともに、ノーマライゼーションの理念をもとに、さまざまなハンディキャップを持つ市民の自立と参加に向けて、きめ細かな支援に努めます。

また、多様な保育サービスの提供など、安心して子どもを産み育てられるように子育て支援に取り組みます。

2 自ら学ぶところ豊かな人づくり

健康な心身を持ち、人間性豊かな人をつくることがより重要になっています。すべての市民が生涯を通じて学び、スポーツに親しんで、郷土を誇りとしながら、明日の地域文化を創造する「自ら学ぶところ豊かな人づくり」を進めます。

次世代を担う子どもたちが、のびのびと学び、豊かな人間性と健全な社会性を身につけていけるように、開かれた学校づくりを進めるとともに、多様な教育機会の創出など学校教育の充実に努めます。

また、子どもたちが困難を乗り越えてたくましく生きていく「生きる力」を育むため、家庭、地域社会と一体となって取り組みます。

市民の誰もが、生涯を通じて、楽しみや生きがいを感じられるような生涯学習の環境整備に努めます。また、年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーションに親しめるように、幅広い参加を促すとともに、利用しやすい施設づくりを進めます。

これまで培われた伝統的な文化を保存・継承しながら、新しい時代の文化を創造するための環境づくりに努め、市民の文化活動を育成します。

また、国際化に対応した人材の育成に努めるとともに、幅広い分野における国際交流を図ります。

女性の社会参加が進み、ライフスタイルが多様化するなかで、男女の固定的な役割意識をなくし、お互いの個性と人権を尊重しながら、女性がその能力と創造性を発揮して活動できる男女共同参画社会をつくります。

3 活力のある伸びゆく産業づくり

国際化や高度情報化などを背景として、産業の姿は大きく変わりつつあります。農業、水産業、観光など、これまで銚子を支えてきた産業の振興を図りながら、未来に向けての新しい展開を支援し、「活力のある伸びゆく産業づくり」を進めます。

既存の地域産業は、複合化やネットワーク化などにより、付加価値の高いものづくりへと転換し、製品のブランド化や技術の開発を支援します。

また、先端技術や情報にふれる機会を増やし、個々の企業や業種を越えた活動の場をつくり、ベンチャー企業の育成や起業支援を進めるとともに、良好な就労環境を整備し、次世代を担う後継者や技術者の育成に努めます。

港湾など物流基盤の整備を進め、ロジスティクス産業の誘致など、物流のネットワーク拠点を形成します。また、環境や地域と共生したエネルギー産業の誘致など、新産業づくりを進めます。

人の出会いや交流の場となるような快適な買い物空間をつくりだすとともに、消費者ニーズに対応し、地域の特性を生かした商業、サービス産業の振興を図ります。

河川や海などの恵まれた自然を生かし、海浜の利用や舟運など新たな観光資源をつくりだすとともに、海洋性レクリエーション拠点の整備などを進め、広域的な観光振興を図ります。

4 うるおいのある快適な環境づくり

環境への関心がますます高まっています。地球規模での環境問題を日々の生活のなかで身近な問題としてとらえ、行動していくことが求められています。自然を守り、育み、その恵みを享受し、安全な生活を保つことができる「うるおいのある快適な環境づくり」を進めます。

河川、海岸、森林、緑地など恵まれた自然空間は、多様な生態系に配慮しながら、その保全と利用に取り組みます。

市民の参加と実践のもとに、ごみの減量化・リサイクルや適正な処理と環境保全に取り組み、地球にやさしいまちづくりを進めます。

自然災害の防止、消防・防災体制の整備、防犯や消費者保護など安全のまちづくりを進めます。

また、ユニバーサルデザインの視点に立って、歩行者を優先する生活道路づくりや交通安全対策の充実に努め、人にやさしいまちづくりを進めます。

5 機能的で魅力ある都市づくり

高齢社会やライフスタイルの変化のなかで、人々が快適に暮らすことができ、やすらぎが感じられる都市づくりが求められています。

快適でうるおいのある市街地づくりに取り組み、豊かな表情を持つまち並みの形成と安全性を重視した「機能的で魅力ある都市づくり」を進めます。

道路、公園、住宅、上・下水道など都市基盤の整備を計画的に進め、秩序ある市街地の形成に努めます。

市街地の中心部は商業・文化・情報などの都市機能の集積を図り、にぎわいと魅力ある空間をつくりだします。

市民の活動に大きな変化と可能性をつくりだす情報基盤の整備を進め、それに対応したシステムづくりに努めます。

また、公園・緑地の整備など景観に配慮したまちづくりを進めます。

銚子連絡道路をはじめとする広域幹線道路の整備により、東関東自動車道や成田空港などと有機的に連携した交通ネットワークづくりを進めます。

第4章 リーディングプラン

リーディングプランは、大綱で定めた施策を総合的に、そして横断的にまとめ、銚子の持っている資源を十分に活用しながら、その良さや潜在的な能力を引き出し、銚子ルネッサンス2025「ひとがときめき海がきらめき 未来輝く都市(まち)」の実現に向かって積極的に取り組むものです。

1 やすらぎを育むまちづくりプラン

豊かな自然とおだやかな環境のなかで、住んでいる人も、訪れる人も、のびのびと活動でき、いやしを感じることできる「やすらぎを育むまちづくり」を進めます。

(1) 健康のまちづくり

市民も来訪者も心身をリフレッシュできる「健康するまち」としての環境づくりに取り組みます。

健康増進施設などの誘致
「健康するまち」としての環境づくり
地元産品を生かした健康食品などの開発支援

(2) こころふれあうまちづくり

誰もが地域社会とのかかわりのなかでいきいきと活動し、安心して暮らすことできる「こころふれあうまちづくり」に取り組みます。

高齢者が住みやすいまちづくり
安心して産み育てることのできる子育て支援
いきいき教育環境づくり
NPOやボランティア活動の支援

(3) やすらぎのふるさとづくり

豊かな自然を生かし、歴史や文化を大切にする「やすらぎのふるさとづくり」を進めます。

自然を活用した公園・緑地・親水空間の整備
歴史や文化を育むまちづくり
ふるさと資源の発掘と活用

2 人とまちが輝く交流づくりプラン

豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統に培われた観光・レクリエーションのまち、新しい時代に再生する産業のまちをめざして、「人とまちが輝く交流づくり」を進めます。

(1) スポーツ交流づくり

スポーツを通じたいきいきとしたまちづくりを進め、誰もがどこからでも参加できる「スポーツ交流づくり」を進めます。

学校スポーツの活性化
スポーツクラブの育成
各種スポーツ大会の誘致
総合運動公園の整備

(2) 海洋交流づくり

漁業技術など水産業の連携やレクリエーション活動などの川・海を通じた「海洋交流づくり」を進めます。

水産都市として蓄積された技術を通じた交流
海洋性レクリエーション交流の拠点づくり
利根川を生かした交流の展開

(3) 観光の基盤づくり

農業や水産業などの地場産業との連携による新たな複合観光地づくりに取り組みます。

漁港と連携した観光地づくり
親水型レクリエーション拠点の整備
体験農業・体験漁業の仕組みづくり

3 未来を拓く産業づくりプラン

これまで培ってきた農業、水産業などの地場産業、歴史に支えられた伝統産業などをそれぞれの分野で発展させながら、技術革新時代にふさわしい未来につながる産業づくりを進めます。

(1) 複合産業のまちづくり

既存産業相互の連携と新しい技術を生かした産業の複合化によって、新製品の開発や新しい産業形態をつくる「複合産業のまちづくり」を進めます。

ロジスティックス関連産業の立地促進
銚子ブランド製品の開発支援
異業種交流の拡大による複合産業化

(2) 高度技術を生かした産業づくり

先端技術企業や研究開発機関の誘致などに努め、バイオテクノロジーや情報技術をまちづくりに生かす「高度技術を生かした産業づくり」に取り組みます。

バイオテクノロジーなどを活用した製品の開発支援
研究開発型企業・産業教育機関の誘致
IT（情報技術）を生かした産業の振興

(3) 自然を生かした産業づくり

自然と共生した地球環境にやさしい「自然を生かした産業づくり」に取り組みます。

風力発電などエコエネルギーの導入
観光資源の活用と複合化

第5章 構想実現の方策

1 参加と協働による地域社会づくり

市民が主役となり、市民、企業、行政の信頼と協調のパートナーシップによる参加と協働のまちづくりを進めます。

そのため、あらゆる行政情報を提供し、積極的な広報広聴活動を展開します。また、市民が主体的に活動できる環境づくりを進め、まちづくり活動やコミュニティ活動を支援します。

2 時代に対応する柔軟な行政システムの確立

多様化する行政ニーズに的確に応えるとともに、地域の自主性と自立性を発揮して、自ら決定し、責任を負う行財政運営を進めます。

市民のニーズや時代の変化に対応した機能的、効率的な行政機構の整備を図り、職員の資質の向上にも努めます。

また、効率的な財政運営をめざし、政策評価システムやP F Iの導入など民間活力を活用しながら、重点的な事業展開を図ります。

3 広域連携の推進

交通・情報ネットワークの発達や人々の交流の拡大が進むなかで、広域的な課題に対して、広域連合制度の活用などの広域的な協力と連携を積極的に進め、地域社会の発展のためにも取り組めます。

銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」第二次基本計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過 の 概 要
平成17年10月19日	策定方針を決定
〃	策定委員会の設置
11月 4日	策定要領の決定
	庁議を開催（策定方針及び策定要領の説明）
12月～	基礎資料の収集・素案の編集（事務局）
平成18年 5月 8日	第1回策定委員会（第二次基本計画の素案の確認）
6月16日	第2回策定委員会（第二次基本計画の素案の確認）
9月～	第二次基本計画素案の調整（事務局）
平成19年 2月 6日	第3回策定委員会（各論第1～5章、基本計画の実現に向けての確認）
4月 4日	第4回策定委員会（総論、まちづくりの重点目標の確認）
26日	第5回策定委員会（第二次基本計画素案の最終確認、決定）
5月 7日	第二次基本計画原案の決定
8日	庁議を開催（第二次基本計画案について付議）
28日	第1回銚子市総合計画審議会 （委嘱状の交付、正副会長の選出、基本計画案の諮問）
6月25日	第2回銚子市総合計画審議会（各論第1章の審議）
7月11日	第3回銚子市総合計画審議会（各論第2章の審議）
8月 8日	第4回銚子市総合計画審議会（各論第3章の審議）
22日	第5回銚子市総合計画審議会 （各論第4～5章、基本計画の実現に向けての審議）
9月26日	第6回銚子市総合計画審議会 （総論及びまちづくりの重点目標の審議、答申起草委員の選出）
10月10日	総合計画審議会（第1回起草委員会）（答申文案の審議）
17日	総合計画審議会（第2回起草委員会）（答申文案の決定）
	第7回銚子市総合計画審議会（基本計画案の答申）
11月 6日	庁議を開催（答申の説明）
19日	第二次基本計画を決定
12月 3日	市議会議員協議会において第二次基本計画を報告

銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」第二次基本計画策定方針

本市は、平成13年3月に平成37年度を目標年次とする基本構想を策定し、構想の実現に向けたまちづくりを積極的に推進しているところである。

基本構想の施策の大綱に基づく第一次基本計画は、平成13年度から平成17年度までの5か年計画により施策を推進してきたが、平成17年度をもって計画期間が終了することから、平成18年度中を目途に、第二次基本計画を策定することとし、次のとおり策定方針を定める。

1 第二次基本計画の構成

第二次基本計画の構成は、基本構想に定めた施策の大綱に基づく第一次基本計画の施策体系を踏襲するものとし、平成19年度から平成22年度までの4か年計画とする。

2 市民意向の反映

基本計画の策定に当たっては、総合計画審議会等を通じて市民及び知識経験者等に意見を求めるものとする。

3 計画策定の考え方

第二次基本計画の策定に当たっては、国及び県の計画の動向、各種個別計画との整合性、国及び地方の行財政事情、本市が抱える課題を考えた重点的な計画作りに配慮するとともに、本市の望ましい発展の方向づけと効率的・計画的な行財政運営に資するよう留意するものとする。

また、計画策定の方法については、従来のコンサルタント委託による方法を見直し、職員による手作りでの策定とする。

4 計画策定体制

第二次基本計画は、庁議を最高審議調整機関とし、第二次基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置して策定する。

(1) 策定委員会

ア 策定委員会は、企画調整会議の構成員をもって組織する。

イ 策定委員会に委員長を置き、企画調整課長をもって充てる。

ウ 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

エ 策定委員会は、部等内及び各部等間の連絡調整に当たるものとする。

(2) 策定委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

5 計画策定の手続き

第二次基本計画は、概ね次の手続によって策定する。

(1) 策定委員会が素案を作成する。

(2) 企画部長が素案に所要の調整を行い、庁議に付議した後、市長が原案を決定する。

(3) 市長は、原案を総合計画審議会に諮問し、その答申を得て、基本計画を決定する。

6 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

銚子市総合計画審議会条例

〔昭和47年 9月30日
条例第25号〕

改正 昭和52年 3月29日条例第 1号
改正 平成10年 3月27日条例第 1号
改正 平成14年 3月26日条例第 1号
改正 平成15年 3月13日条例第 3号
改正 平成16年 3月26日条例第 5号
改正 平成18年10月10日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、銚子市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合的かつ基本的な計画に関する事項について調査及び審議するため、審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公共的団体等の役職員

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭52条例1・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を行なう。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画調整課において所掌する。

(平10条例1・平14条例1・平15条例3・平16条例5・平18条例37・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月29日条例第1号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月27日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月26日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月13日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月10日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

銚子市総合計画審議会委員名簿

会 長	宮 内 宗 一
副 会 長	西 谷 倫 子

市 議 会 議 員 3 名	阿 部 美 明	銚子市議会議員・産業建設委員会委員
	岩 井 文 男	銚子市議会議員・総務企画委員会委員
	小 林 良 子	銚子市議会議員・教育民生委員会委員
知 識 経 験 を 有 す る 者 6 名	石 毛 弘 子	元銚子市立第一中学校教諭
	大八木 鷹 次	元県立銚子商業高等学校校長
	小 澤 薫 代	税理士
	高 安 秀 子	農家生活改善研究会里の会会長
	永 澤 謹 五	銚子市文化財審議会委員
	西 田 美 樹	NPO法人国際教育推進プロジェクト Be COM代表
公 共 的 団 体 等 の 役 職 員 1 0 名	石 毛 克 典	社団法人銚子青年会議所副理事長
	大 根 叢 一	ちばみどり農業協同組合常務理事
	坂 本 雅 信	銚子市漁業協同組合理事
	信 田 淳	銚子市PTA連絡協議会会長
	滑 川 藤 彌	銚子市体育協会副会長
	西 谷 倫 子	銚子市婦人会会長
	藤 井 政 幸	銚子市町内連合協議会会長
	間 山 春 樹	銚子市医師会会長
	宮 内 三 郎	銚子市観光協会常務理事
	宮 内 宗 一	銚子商工会議所会頭

合計 19名

(平成19年5月28日現在：敬称略 五十音順)

銚 企 第 2 5 号

銚子市総合計画審議会 様

銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」第二次基本計画（案）
について（諮問）

銚子市総合計画審議会条例第2条の規定により、銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」第二次基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成19年5月28日

銚子市長 岡野俊昭

銚子総計審議 9 号

平成 19 年 10 月 17 日

銚子市長 岡野俊昭様

銚子市総合計画審議会

会長 宮内宗一

銚子市総合計画「銚子ルネッサンス 2025」第二次基本計画（案）

について（答申）

平成 19 年 5 月 28 日付け銚企第 25 号をもって諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申いたします。

(別紙)

答 申

本審議会は、平成19年5月28日に、銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」第二次基本計画(案)について諮問を受け、7回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、本計画案は平成12年12月、市が定めた基本構想「銚子ルネッサンス2025」に基づく、新たな市政運営の指針となる4か年計画として、おおむね適切なものと認めます。

なお、計画の推進にあたっては、次の意見に配慮し、「信頼と絆による市民主体のまちづくり」の実現に努力するよう要望します。

- (1) 幼稚園や保育所の在り方、放課後児童クラブの充実など、保護者のニーズにあった施策の方向性について、それぞれの担当部局の間で早急に協議を行い、子育て支援の一層の充実を図られたい。
- (2) のびのびとした指導が出来るよう、教育委員会と学校現場が積極的にコミュニケーションを図りながら、教職員が学習指導しやすい環境の整備に努められたい。
- (3) 学校教育において、地産地消の推進や地場産業の活性化を進めるためにも、食育の一層の推進を図られたい。
- (4) 文化財は、未来に継承すべき市民共有の財産として、適切に維持・管理していく必要がある。そのためにも、文化財の現状などについての情報提供、学校教育における学習機会の充実などにより、市民意識の高揚に努められたい。
- (5) 本市は、先の大戦において三度の空襲にあい、多くの方々が犠牲となっている。子ども達に平和の大切さを継承するための新たな取り組みについて検討されたい。
- (6) 地場産業の活性化のためにも、地場産品の高付加価値化・ブランド化及び安心安全な銚子の食のブランド化を積極的に推進されたい。また、異業種間交流による新たな産品の創出についても検討されたい。
- (7) 環境にやさしい産業活動の一環として、企業などによる「エコアクション21」、「ISO14001」の認証取得の促進に努められたい。

- (8) 観光客が本市へ訪れる際の移動手段としては、自家用車の利用が圧倒的である。このような中で、新銚子大橋や河岸公園など、新たな観光スポットの整備を行う際には、駐車場を併せて整備することを検討されたい。
- (9) 銚子電鉄は、市内外から観光的な価値が認められているため、公共交通機関としての支援の検討だけでなく、観光資源としての支援策についても検討されたい。
- (10) 指定管理者制度の導入や民間委託を推進するに当たり、単に行政の効率化という観点だけで進めるのではなく、地場産業の振興や住民サービスの向上についても、十分に検討されたい。
- (11) 市が行う契約事務において、地元企業を育成するためにも、地元業者を優先的に選定できるような手法について、積極的な対応を図られたい。
- (12) 財政の健全化を進めるうえでは、単に支出を一律カットするのではなく、市民のニーズに合うよう、事業の取捨選択を行うとともに、住民負担の増加を招かないような収入の増加策についても検討されたい。

以上

銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」

第二次基本計画

平成20年2月発行

発行：銚子市

編集：企画部企画調整課

千葉県銚子市若宮町1-1

TEL 0479-24-8904 FAX 0479-25-4044

URL <http://www.city.choshi.chiba.jp/>
